

厚生労働省

平成24年度障害者総合福祉推進事業

補装具費支給制度の施策検討に向けた
実態把握に関する調査研究事業

報 告 書

平成25年3月

公益財団法人テクノエイド協会

はじめに

補装具は、障害者・障害児の失われた身体機能を補完又は代替する用具であり、身体障害者の職業その他日常生活の維持向上を図ることを目的として、また、身体障害児については、将来社会人として自立生活するための素地を育成助長することを目的として使用されている。

本事業は、1950年の制度創設以来大きな制度改正がなく、今日まで運営されてきた補装具費支給制度における、自治体及び身体障害者更生相談所、補装具製作・販売事業者の実態を把握し、全国的な視点から補装具費支給制度の課題等について、調査研究を行ったものである。

本調査研究の実施にあたっては、当協会に検討委員会（委員長：伊藤利之横浜市総合リハビリテーションセンター顧問）を設置し、自治体及び身体障害者更生相談所、育成療育機関、補装具製作・販売事業者のそれぞれの立場の方に委員としてご参加いただき、ご指導・ご助言を頂きながら検討を進めることとした。

本報告書については、自治体及び更生相談所、事業者を対象に実施したアンケート調査とヒアリング調査の結果、検討委員会におけるご意見等を踏まえて、事務局の責で取り纏めたものであり、本調査にご協力頂いた方々には深く感謝する次第である。

また、本事業は、厚生労働省が実施する「平成24年度障害者総合福祉推進事業」から国庫事補助金の交付を受けて実施したものである。

平成25年3月

公益財団法人テクノエイド協会

補装具費支給制度の施策検討に向けた実態把握に関する調査研究
事業報告書 目次

第1部 本編

I. 本調査研究事業の実施概要.....	1
1. 本調査研究事業の目的.....	1
2. 本調査研究事業の内容.....	1
3. 検討委員.....	3
4. 実施スケジュール.....	4
II. 補装具費支給制度に関するアンケート調査.....	5
1. アンケート調査の目的.....	5
2. アンケート調査の実施概要.....	5
3. アンケート調査集計結果の概要（市町村）.....	10
4. アンケート調査集計結果の概要（更生相談所）.....	16
5. アンケート調査集計結果の概要（事業者）.....	24
6. アンケート調査集計結果（まとめ）.....	27
III. 補装具費支給制度に関するヒアリング調査.....	28
1. ヒアリング調査の目的.....	28
2. ヒアリング調査の実施概要.....	28
3. ヒアリング調査結果の概要.....	29
4. ヒアリング調査集計結果（まとめ）.....	45
IV. 種目別の課題及び要望と整理対応（案）.....	46
1. 補聴器.....	46
2. 歩行器.....	50
3. 車椅子・電動車椅子.....	51
4. 義肢.....	57
5. 装具.....	59
6. 起立保持具.....	63
7. 座位保持装置.....	64
8. 重度障害者用意思伝達装置.....	66
9. 眼鏡.....	67
10. つえ.....	68
11. その他.....	69
V. 本調査のまとめ.....	70
1. 施策検討に向けた主な論点と課題の整理.....	70
2. まとめ.....	89

第2部 資料編

資料1	アンケート調査票	1
資料2	アンケート調査集計結果(市町村)	26
資料3	アンケート調査集計結果(更生相談所)	80
資料4	アンケート調査集計結果(事業者)	117
資料5	ヒアリング調査票	166

第1部 本編

I. 本調査研究事業の実施概要

1. 本調査研究事業の目的

身体障害者（「障害児」を含む。）に対する補装具費の支給については、補装具を希望する者の身体状況や生活環境について、医師の意見書や身体障害者更生相談所（以下「更生相談所」。）等の専門機関の意見等を参考に、各市町村において、その支給決定がなされているところであるが、現行の制度では、どのような構造の補装具が実際に支給され、また、どのような機能の補装具が障害者から必要とされているか等について、詳細に調査された実績はない。

また、障害者や補装具製作・販売事業者（以下「事業者」。）からは、各市町村による支給決定の格差や、現行の支給基準に規定された構造等が実情に即していないとする意見等があげられているところである。

このような背景を踏まえて、本事業では、補装具の支給実績及び必要とされる機能等について、網羅的に把握する実態調査を行うとともに、補装具費の支給決定にかかわる地域格差や現行の支給基準に対する課題・要望等についての調査を行うことにより、補装具の種目及び構造等のあり方から、障害者等のニーズに即した、適切かつ効率的な支給方法等の在り方について、取り纏めることとした。

2. 本調査研究事業の内容

（1）検討委員会の設置

本事業の実施にあたり、自治体、更生相談所、事業者等から構成する調査研究検討委員会を設置した。

（2）支給実績等を把握するための調査手法の検討

補装具費支給実績を全国的に調査するために、調査内容・対象・方法等について検討を行い、網羅的かつ効率的な調査手法の検討を行った。

（3）アンケート調査の実施

市町村、更生相談所、事業者に対して、補装具費支給の現状や課題、要望等についてアンケート調査を実施し、補装具費支給制度の実態を把握するとともに課題を抽出した。

（4）ヒアリング調査の実施

アンケート調査で顕在化された課題や、更に調査すべき課題を踏まえ、市町村、更生相談所、事業者それぞれに対してヒアリング調査を実施した。

（5）補装具の種目及び構造、支給方法等の課題の抽出と論点整理

アンケート調査、ヒアリング調査を踏まえ、補装具の種目、構造、支給方法のあり方などについて、課題の抽出と論点整理を行った。

(6) 調査研究報告書の作成

補装具費支給制度の施策検討に向けた実態把握に関する調査研究 実施体制

- ◎ 補装具費支給の実態把握に関する調査研究
- ◎ 補装具費支給制度に関する課題の整理
- ◎ 補装具の種目及び構造、支給方法等のあり方に関する検討

検討委員会の設置

- ・ 自治体、更生相談所、事業者等から構成
- ・ テクノエイド協会内に設置

アンケート調査の実施

- ・ 実施期間：2012年9月～10月
- ・ 全市町村（1,742箇所）、全更生相談所（80箇所）、事業者（1,260箇所）

ヒアリング調査の実施

- ・ 実施期間：2013年1月～2月
- ・ 市町村（5箇所）、更生相談所（5箇所）、事業者（5箇所）

補装具の種目及び構造、支給方法等に関する課題の抽出と論点整理

- ・ 上記アンケート調査、ヒアリング調査の結果を踏まえて、補装具の種目、構造、支給方法のあり方などについて論点を整理

障害者等のニーズに即した、適切かつ効率的な支給方法等のあり方

3. 検討委員

本事業を実施するにあたり、関係団体と補装具費支給制度の有識者から構成する「補装具費支給制度の施策検討に向けた実態把握に関する調査研究事業検討委員会」を当協会内に設置し、本事業の全体に係わる事項について審議を行った。

(敬称略・五十音順)

氏名	所属
○ 伊藤 利之	横浜市総合リハビリテーションセンター 顧問
樫本 修	宮城県リハビリテーション支援センター 所長
亀田 英俊	東京都心身障害者福祉センター 障害認定課長補佐 身体障害係長
君塚 葵	心身障害児総合医療療育センター 所長
鶴見 正子	世田谷区烏山総合支所 保健福祉課長
徳田 章三	社団法人日本義肢協会 (株)徳田義肢製作所 代表取締役
永田 幸紀恵	武蔵野市障害者福祉センター 理学療法士
正岡 悟	大阪府障がい者自立相談支援センター 所長
松野 史幸	一般社団法人日本車椅子シーティング協会 (株)コーヤシステムデザイン 代表取締役

○印：委員長

(オブザーバー)

氏名	所属
加藤 晴喜	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室 福祉用具専門官
森 郁恵	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室 福祉工学専門官

4. 実施スケジュール

実施内容	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. 委員会の開催	★			★			★	★
2. アンケート調査の実施		↔						
3. ヒアリング調査の実施						↔		
4. 補装具の種目及び構造、支給方法等の在り方に関する検討 抽出課題に対する論点整理			↔					
5. 事業報告書の作成							↔	

Ⅱ. 補装具費支給制度に関するアンケート調査

1. アンケート調査の目的

本調査は、新しい補装具の開発や利用者ニーズが多様化する中、現行制度の実態を把握し、課題や要望の論点整理を行うとともに、今後の補装具費支給制度の在り方検討に役立てることを目的として実施した。

2. アンケート調査の実施概要

(1) 調査対象

- ①市町村 1, 742箇所（※東京都については23区へ送付）
- ②更生相談所 80箇所
- ③事業者 1, 260箇所

○義肢・装具関係 335箇所

日本義肢協会の会員及び、テクノエイド協会が運用する補装具製作（販売）事業システムに登録されている事業者とした。

○補聴器関係 410箇所

テクノエイド協会が運用する補装具製作（販売）事業システムに登録されている事業者とした。

○車椅子・座位保持椅子関係 101箇所

日本車椅子シーティング協会の会員とした。

○義眼・盲人用安全つえ 414箇所

全国の更生相談所から事業所の所在を情報収集し、予算面等を考慮して、エリアに偏りが生じないように平準化して送付先を決定した。

※事業者の調査対象の選定について、現行の補装具制度では指定事業者制となっておらず、母集団が明確でないため、上記の方法を用いた。

(2) 調査期間

平成24年9月13日～平成24年10月12日

(3) 調査方法

調査対象先へ依頼状及びアンケート調査票、記載例等を送付した。なお調査票は、テクノエイド協会のホームページからダウンロード可能とした。

回答は、電子メール又は郵送にて提出頂いた。

(4) 調査内容

【資料編】「1. アンケート調査票及び記入要領」参照

①市町村向け調査

1. 市町村の概要

Q 1. 市町村の概要

2. 補装具費支給決定の状況

Q 2. 障害者の補装具費の支給決定件数

Q 3. 障害児の補装具費の支給決定件数

Q 4. 補装具費の支給決定に携わっている職種・人数

Q 5. 申請者の諸条件を把握・考慮した支給決定の状況

Q 6. Q 5で「課題がある」場合の理由

Q 7. 新たに開発された補装具の情報収集を踏まえた支給決定の状況

Q 8. Q 7で「課題がある」場合の理由

Q 9. 医師の意見書記載内容について

Q 10. 医師意見書で不十分と思う内容

Q 11. 医師意見書が不十分だった場合の対処について

Q 12. 障害児の補装具費支給決定における判断について

Q 13. Q 12で「判断に迷うことがある」理由

Q 14. 独自内規について

Q 15. 事業者の選定について

Q 16. 適合判定について

Q 17. Q 16で適合判定が十分に出来ていない場合の理由

Q 18. 見積書と実物の照合について

Q 19. Q 18で実物との照合が適切に出来ていない場合の理由

Q 20. 更生相談所に依頼した場合の、申請から支給決定までの期間

Q 21. Q 20で支給決定まで「2週間以上かかることが多い」場合の理由

Q 22. 市町村で判断した場合の、申請から支給決定までの期間

Q 23. Q 22で支給決定まで「2週間以上かかることが多い」場合の理由

Q 24. 支給決定から適合判定までの期間について

Q 25. 使用状況の確認について

Q 26. Q 25で使用状況の確認が計画的に出来ていない場合の理由

Q 27. フォローアップについて

Q 28. 処方内容の修正・追加等について

Q 29. 処方内容に追加・修正等をした場合の、見積もりについての対応

3. 現行制度における課題と提案

Q 30. 現行制度の課題とあるべき姿について

Q 31. 申請者からの要望で現行制度では対応が難しい事柄について

Q 32. 市町村が求めている支援内容について

②更生相談所向け調査

1. 更生相談所の概要

Q 1. 更生相談所名

2. 補装具判定の状況

Q 2. 障害者の補装具判定件数

Q 3. 障害児の補装具判定相談状況

Q 4. Q 3 で障害児の補装具判定相談を受けている場合の種目

Q 5. 補装具の判定に携わっている職種・人数

Q 6. 所内判定の実施頻度

Q 7. 巡回判定の実施頻度

Q 8. Q 7 で巡回判定を実施していない場合の理由

Q 9. 在宅判定の実施頻度

Q 10. Q 9 で在宅判定を実施していない場合の理由

Q 11. 申請者の諸条件を把握・考慮した判定の状況

Q 12. Q 11 で「課題がある」場合の理由

Q 13. 判定実施までの期間について

Q 14. 市町村や事業者との情報交流について

Q 15. 市町村に対する研修について

Q 16. 意見書作成医師に対する研修について

Q 17. 事業者に対する研修について

Q 18. 新たに開発された補装具の情報収集を踏まえた支給決定の状況

Q 19. Q 18 で「課題がある」場合の理由

Q 20. 医師、医療職種等との情報共有・連携について

Q 21. 独自内規について

Q 22. 適合判定について

Q 23. Q 22 で適切に出来ていない場合の理由

Q 24. 適合判定に難儀する主なケース

Q 25. 特例補装具の検討会議実施頻度について

Q 26. 療育機関等との情報共有について

Q 27. Q 26 で情報共有を行っている場合の具体的な方法

Q 28. フォローアップについて

Q 29. 処方内容の修正・追加等について

3. 現行制度における課題と提案

Q 30. 現行制度の課題とあるべき姿について

Q 31. 申請者からの要望で現行制度では対応が難しい事柄について

Q 32. 更生相談所が求めている支援内容について

③事業者向け調査

1. 事業者の概要

Q 1. 事業者の概要

2. 補装具作製の状況

Q 2. 補装具作製件数

Q 3. 補装具の作製に携わっている職種・人数

Q 4. 申請者の諸条件を把握・考慮した作製の状況

Q 5. Q 4で「課題がある」場合の理由

Q 6. 新たに開発された補装具の情報収集を踏まえた作製の状況

Q 7. Q 6で「課題がある」場合の理由

Q 8. 医師、医療職種等との情報共有・連携について

Q 9. 判定時の立会の必要性について

Q 10. 支給決定の判断基準

Q 11. Q 10で判断基準の違いを感じる場合のその理由

Q 12. 適合判定時の立会の必要性について

Q 13. 立会いにかかる費用の負担感について

Q 14. 修正や追加があった際の材料費やデモ機の費用負担状況

Q 15. 材料費やデモ機の負担感について

Q 16. 支給決定から仮合わせ開始までの期間について

Q 17. 契約から納品までの期間について

Q 18. フォローアップについて

Q 19. フォローアップ費用の負担感について

3. 現行制度における課題と提案

Q 20. 現行制度の課題とあるべき姿について

Q 21. 申請者からの要望で現行制度では対応が難しい事柄について

Q 22. 事業者が求めている支援内容について

(5) 回収状況

調査先	送付総数	宛先不明等	有効回答数	有効回答率
市町村	1,742	0	795	45.6%
更生相談所	80	0	67	83.8%
事業者	1,260	26	569	46.1%
総計	3,082	26	1,431	46.8%

(市町村内訳)

	合計	北海道・東北地方	関東地方	中部地方	近畿地方	中国地方	四国地方	九州・沖縄地方
送付総数	1,742	406	317	316	227	107	95	274
有効回答数	795	166	172	158	105	55	36	103
有効回答率	45.6%	40.9%	54.3%	50.0%	46.3%	51.4%	37.9%	37.6%

(事業者内訳)

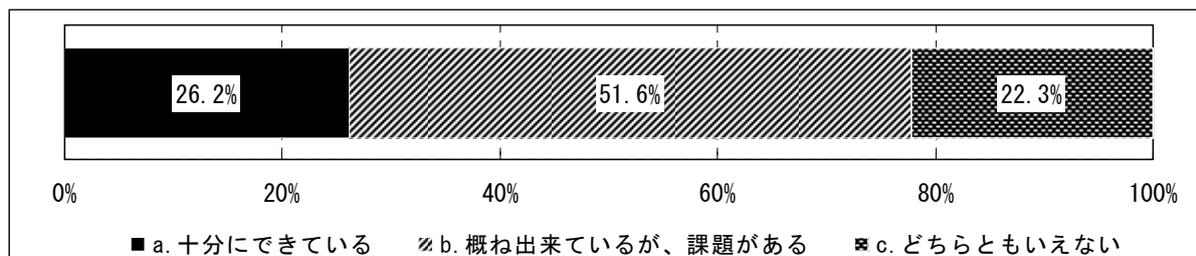
	合計	義肢・装具	補聴器	車椅子等	眼鏡	盲人用安全つえ	義眼	その他
送付総数	1,260	335	410	101	221	169	24	-
宛先不明	26	12	0	0	1	6	7	-
有効回答数	569	256	154	71	36	41	5	6
有効回答率	46.1%	79.3%	37.6%	70.3%	16.4%	25.2%	29.4%	-

3. アンケート調査集計結果の概要（市町村）

（1）申請者の諸条件を考慮した支給決定

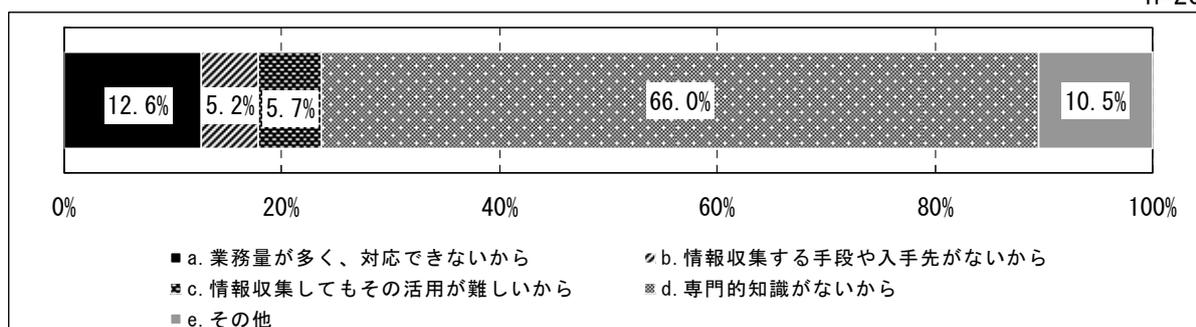
「事務取扱指針にあるように、医師、専門職員等との連携を図りながら、申請者の身体状況、性別、年齢、職業、教育、生活環境等の諸条件を把握・考慮した支給決定が来ていますか？」との設問に対し、約半数が「概ね出来ているが、課題がある」と回答した。

n=795



課題の主な理由としては、「専門的知識がないから」が最も多く、約4割であった。

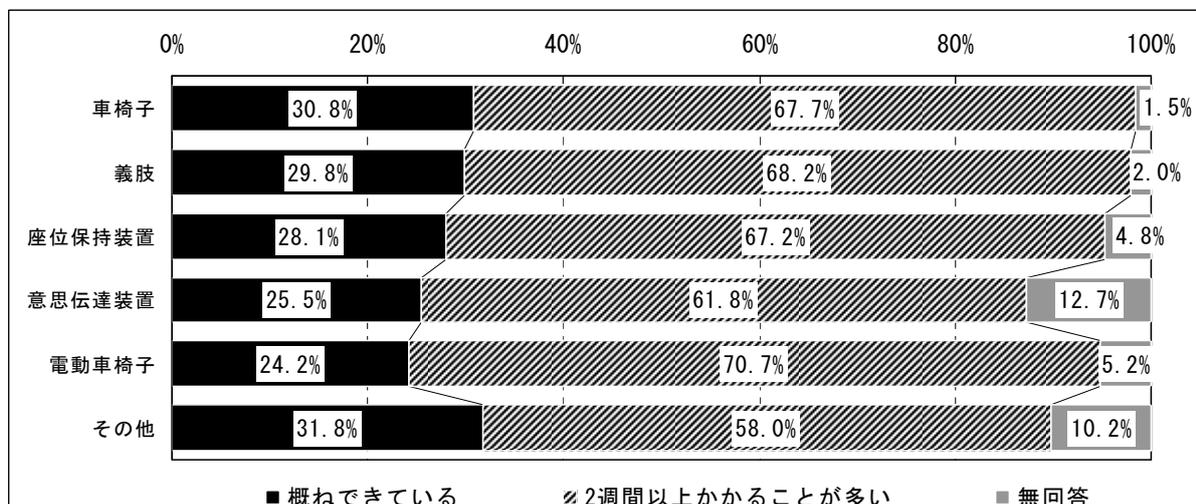
n=269



（2）申請から給付、適合判定までの期間

更生相談所に判定依頼をした場合の支給決定までの期間は、補装具の種類によって差異があるものの、約6割以上の市町村で、「2週間以上かかることが多い」という結果であった。

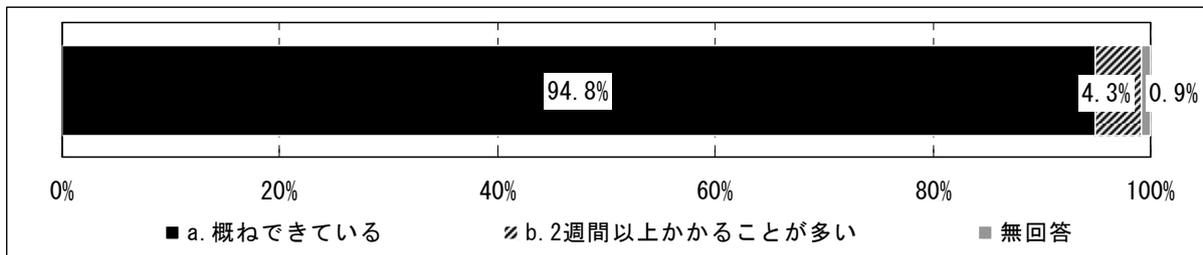
n=795



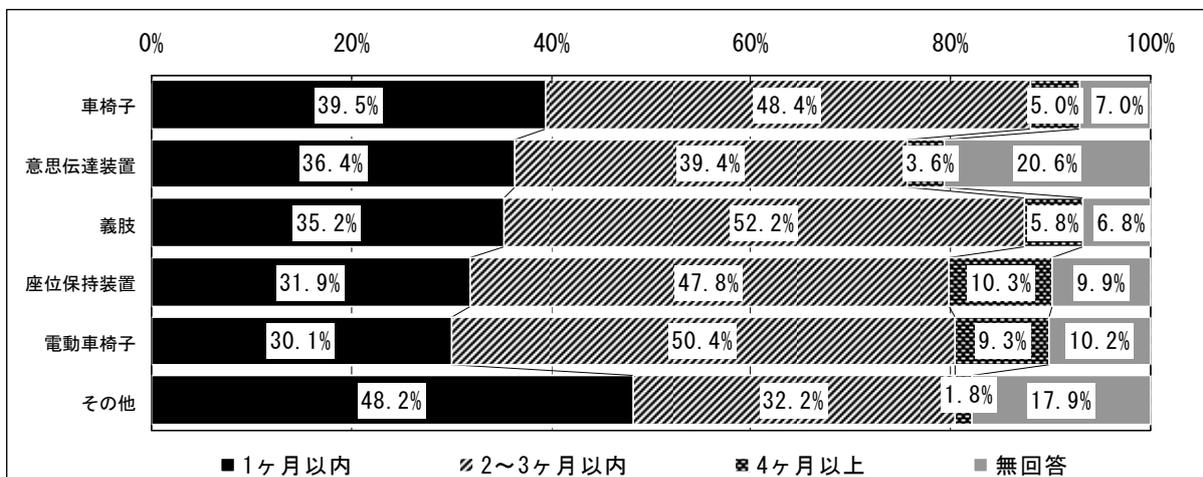
「2週間以上かかることが多い」理由としては、判定に時間がかかる、判定日が少ない、スケジュールに関する問題が多かった。 n=574

分類	件数	主なコメント
判定に時間がかかるため	391件	申請から判定を受けるまでに時間がかかる。また本人が申請だけして、判定に行かないことや業者との意見書の再提出等のやりとりをしていると時間がかかる。2週間という日には非現実的である。
		当市は遠隔地のため、申請者の利便性を考慮し、更生相談所に医学的判定依頼書を送付し、そこからご本人が病院に出向かれ、意見書を書いてもらい、その後業者の見積もりが出て、更生相談所による判定が行われるため、2週間は越えることになると思われます。
		判定書が到着するまでに時間がかかるため。また、更生相談所から依頼される調査にも、申請者や医療機関に連絡がつかない等で聞き取りができず、日数を要するため。
判定日が少ないため	86件	判定日が決まっているため、早く提出しても、判定日と合わない時間がかかってしまう。
		申請者のほとんどは更生相談所での所内相談ではなく、2ヶ月に1回の地域巡回相談で判定を行っているため。
スケジュール(予約状況)の問題から	62件	来所・巡回判定の場合、申請者の都合などによりすぐに来所出来ないことが多いため
		更生相談所の予約が、なかなかとれないため。

市町村だけで判断した場合、申請から支給決定まで2週間以内で「概ねできている」が9割以上であった。 n=795

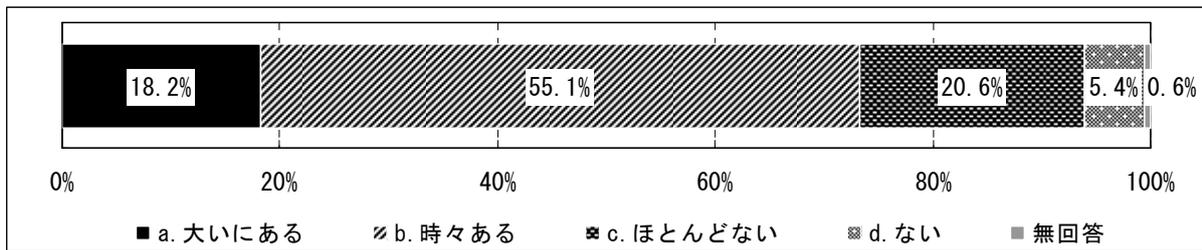


支給決定から適合判定までの平均的な期間は、補装具の種類によってばらつきが見られたが、2～3ヶ月程度の期間が多い傾向であった。 n=795

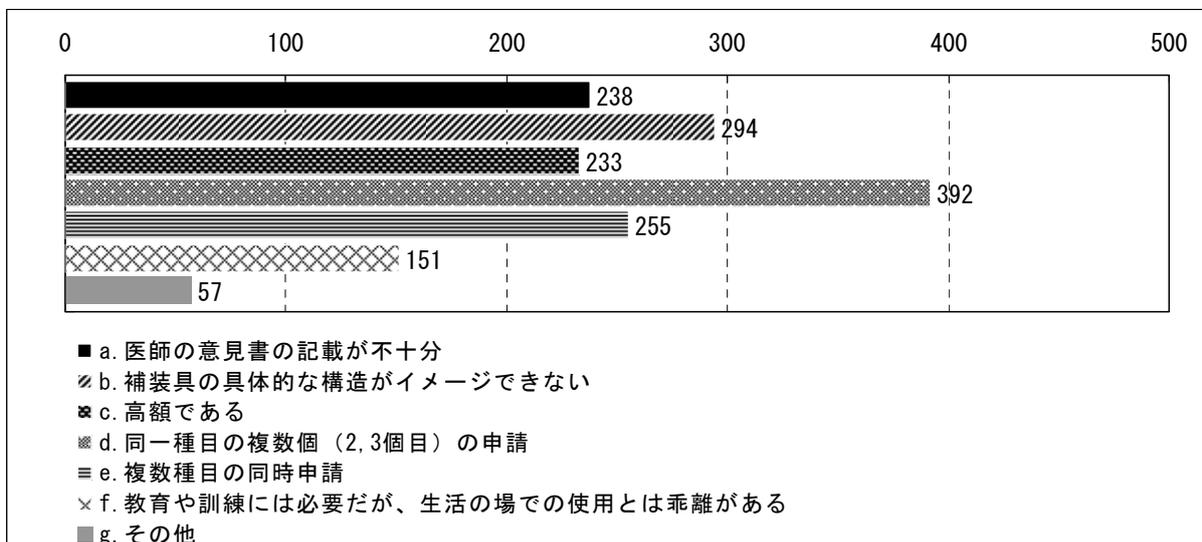


(3) 児童の補装具費支給決定

児童の補装具費支給決定にあたり、判断に迷うことが「大いにある」は約2割、「時々ある」は約半数であった。 n=795



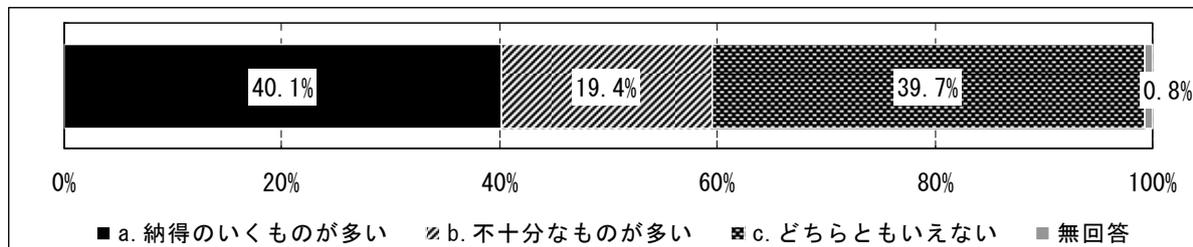
児童の補装具費支給にあたり判断に迷う理由としては、「同一種目の複数個（2、3個目）の申請」が7割弱と最も多く、次いで「補装具の具体的な構造がイメージできない」の約半数であった。 n=586



(4) 医師意見書の記載

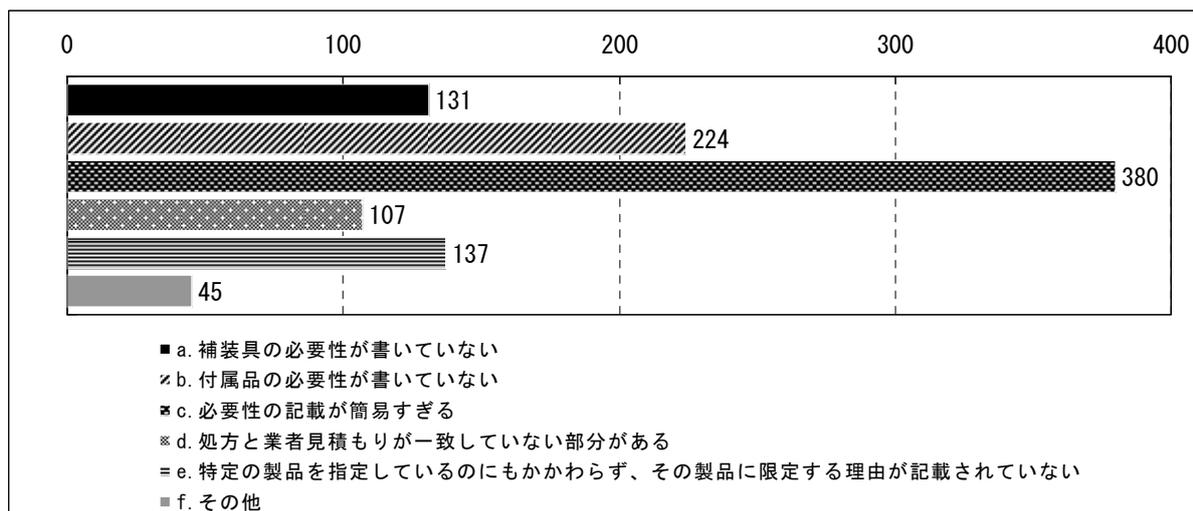
医師意見書の記載内容は、支給決定に必要な十分な内容が記載されているかとの設問に対し、「納得のいくものが多い」が約4割ある一方、「不十分なものが多い」が約2割見られた。

n=795



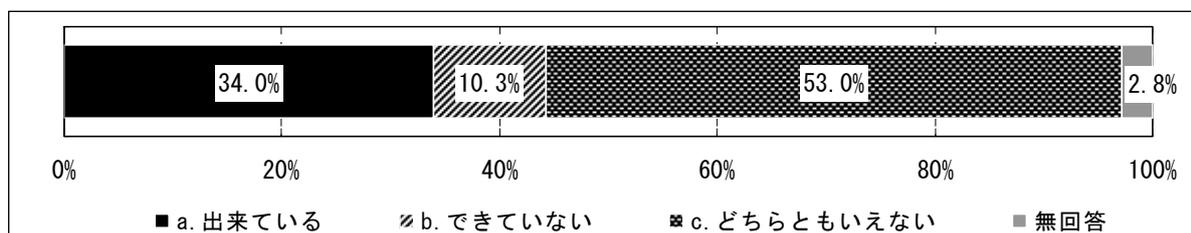
医師意見書の内容で不十分な点としては、「必要性の記載が簡易すぎる」が約8割と最も多く、次いで「付属品の必要性が書いていない」が約5割であった。

n=466



(5) 事業者の選定

事業者の選定に関して、設備や技術、技術者の配置等を踏まえた選定が出来ているかとの設問に対し、「できている」は3割強、「出来ていない」は約1割であった。 n=795



「出来ていない」の理由としては、「申請者が事業者を選定しているため」が35件で最も多い結果であった。 n=82

分類	件数	主なコメント
申請者が事業者を選定しているため	35件	利用者の希望した事業者で作成しているため、市での選定はしていない 利用者が病院の療法士との相談により支給申請前に業者を決めているケースが殆どである。
専門知識・情報がないため	21件	諸条件を考慮する為の情報収集をそもそもしていないから。 専門的な知識がないため、書面以上の確認をしていないため。
業者が限定されるため	7件	地方は業者が限られているため、全てが適切とは言い切れない。
その他	19件	事業者の選定において特に規定を設けていない。 届出により書面審査をおこなっているが実態について十分把握しているとは言い難い。

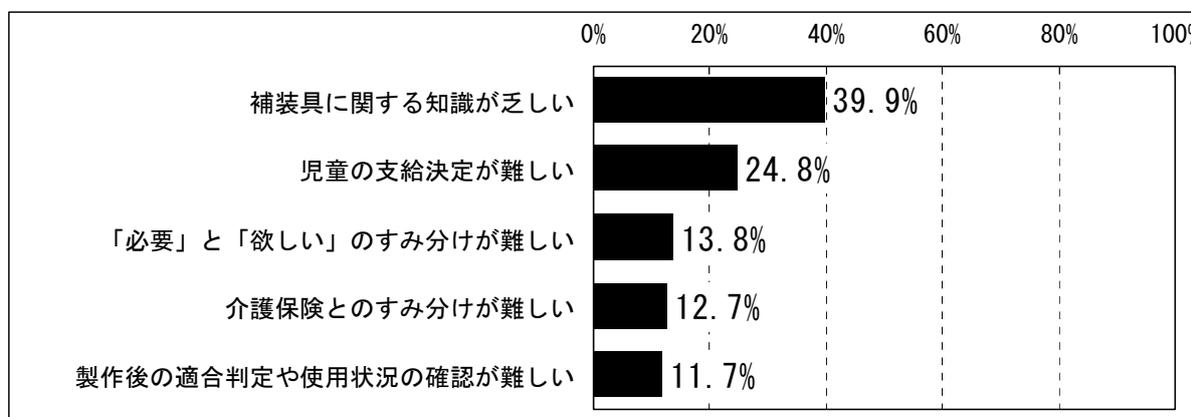
(6) 市町村独自の規定や内規

独自の規定や内規がある13市町村より資料を受領した。補装具費支給制度に関する詳細説明としての位置づけがほとんどであり、独自のフォームを有する市町村も見られた。独自規定としては、児童の2具申請や、車椅子と座位保持装置の組み合わせに関する規定であった。

(7) 現行制度における課題

補装具費の申請から支給決定等の業務の中で、最も大きな課題と思われる内容を最大3つ選択する設問では、「補装具に関する知識が乏しい」、「児童の支給決定が難しい」が多い結果であった。※グラフは上位5位までを表示

n=795



※主なコメントについては、【資料編】「アンケート調査集計結果(市町村)」を参照

(8) 申請者からの要望に関して、現行制度では対応が難しい事柄

申請者からの要望に関して、現行制度では対応が難しい事柄として、「種目、名称、型式又は修理部位、耐用年数に関する事柄」としては、耐用年数に関するコメントが最も多かった。「基準額に関する事柄」としては、補聴器の基準額に関するコメントが最も多く、「申請、判定依頼、仮合わせ、適合判定に関する事柄」では、給付までの期間に関する記述が多く見られた。

※主なコメントについては、【資料編】「アンケート調査集計結果(市町村)」を参照

(9) 必要としている支援内容

市町村から厚生労働省に求めている支援内容としては、マニュアルやQ&Aなどの資料の要望が最も多かった。更生相談所に対しては、より手厚いアドバイスや研修を求める声が見られた。テクノエイド協会に対しては、各種情報提供が多く望まれていた。事業者に対しては、カタログ・仕様書等の資料提出の要望に関するコメントが最も多い結果であった。

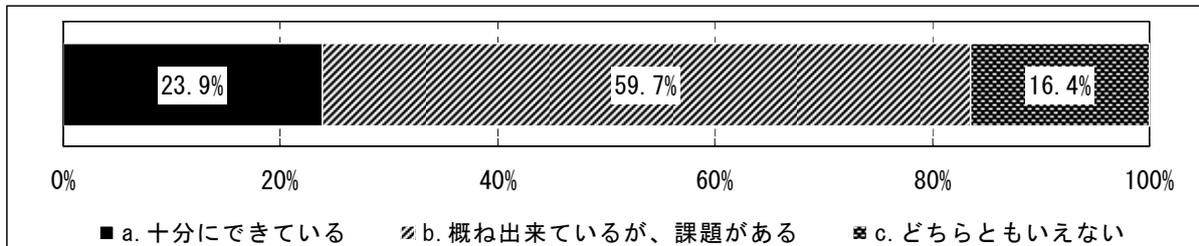
※主なコメントについては、【資料編】「アンケート調査集計結果(市町村)」を参照

4. アンケート調査集計結果の概要（更生相談所）

（1）申請者の諸条件を考慮した支給決定

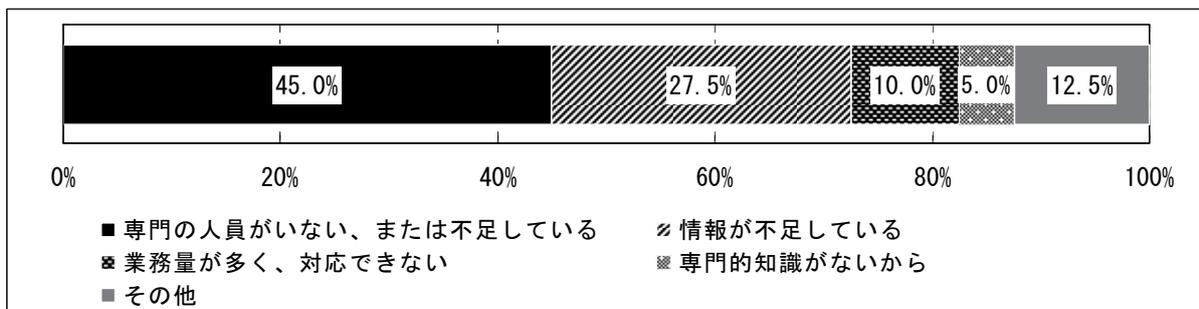
『申請者の「身体状況」や「置かれている生活環境」等を十分に踏まえた判定はできていますか?』との設問に対し、約6割が「概ね出来ているが、課題がある」であった。

n=67



課題の主な理由としては、「専門の人員がない、または不足している」が最も多く、半数弱であった。

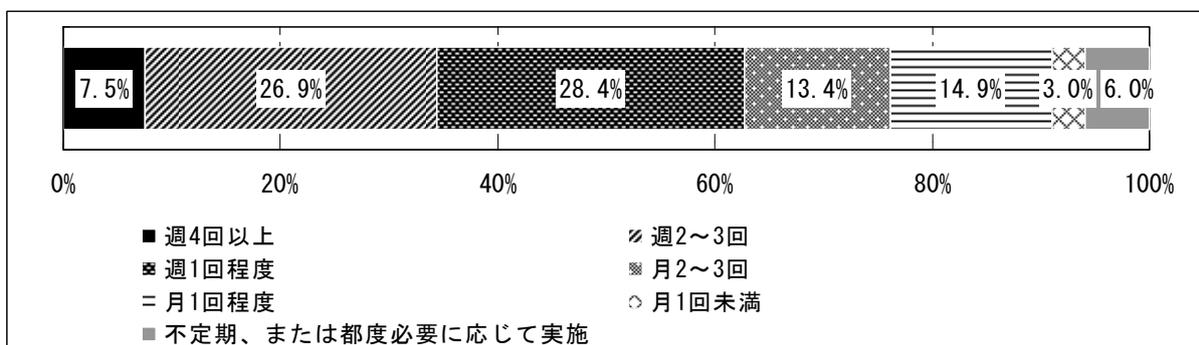
n=40



（2）判定の実施頻度

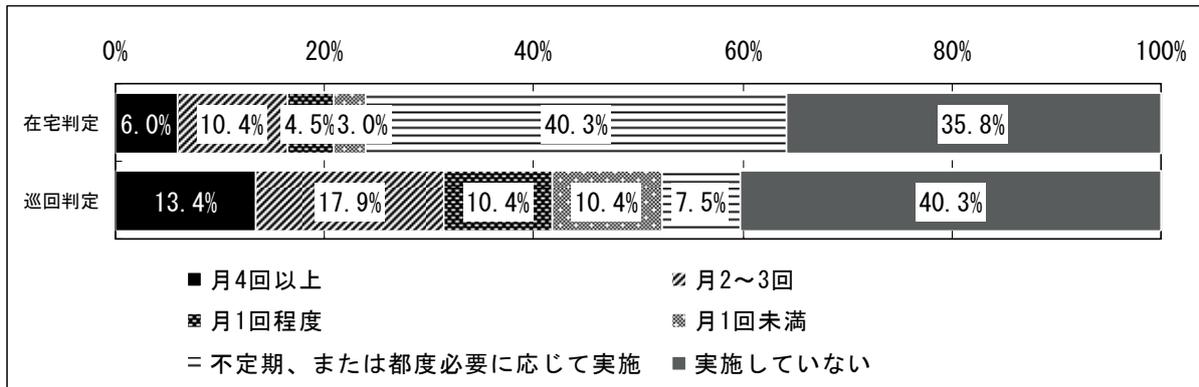
所内判定の実施頻度は、「週2～3回」、「週1回程度」がそれぞれ3割弱であった。

n=67



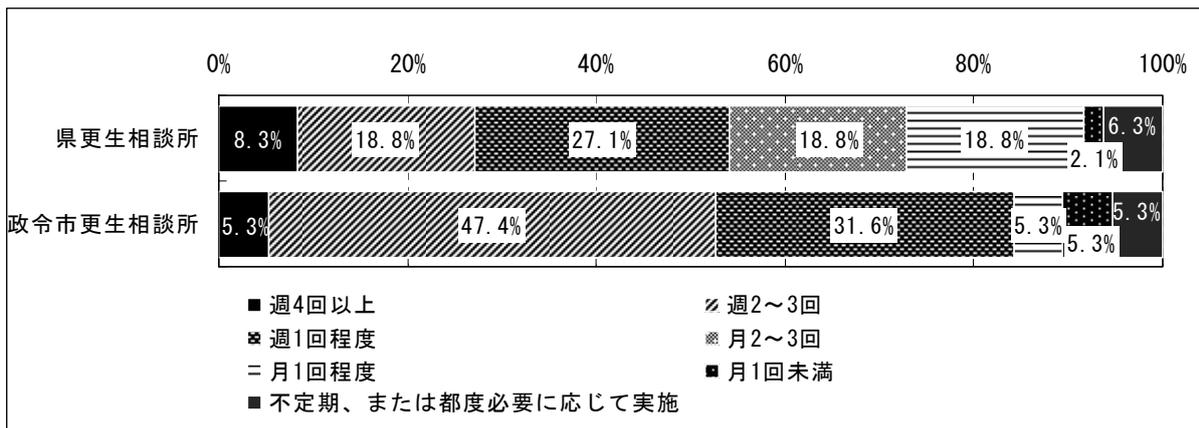
在宅判定は「不定期・または都度必要に応じて実施」が約4割で最も多く、巡回判定は約4割が「実施していない」という結果であった。

n=67



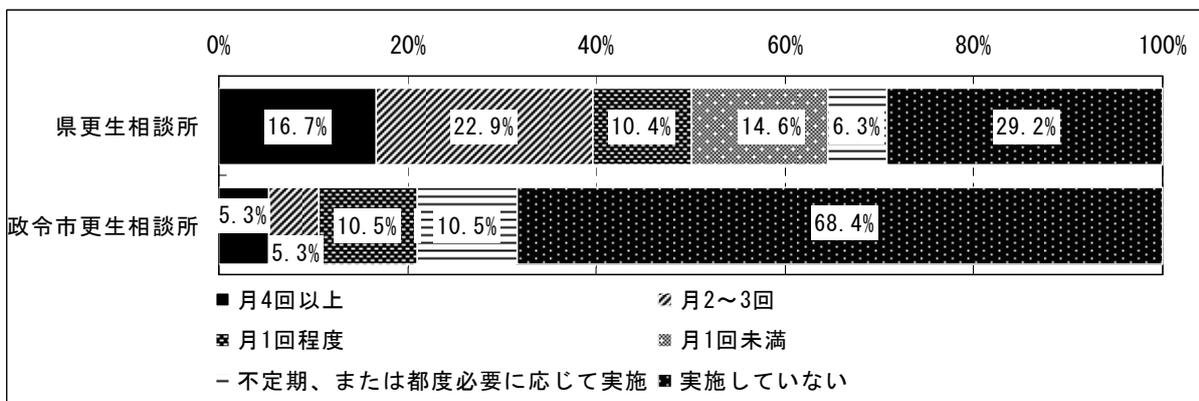
県更生相談所と政令市更生相談所で所内判定の頻度を比較すると、政令市更生相談所は約半数が週2~3回の判定に対し、県更生相談所は頻度がばらつく傾向にあった。

n=67



県更生相談所と政令市更生相談所で巡回判定の頻度を比較すると、県更生相談所は月1回以上の巡回判定が約半数を占めたが、政令市更生相談所は7割弱が巡回相談を実施していない結果であった。

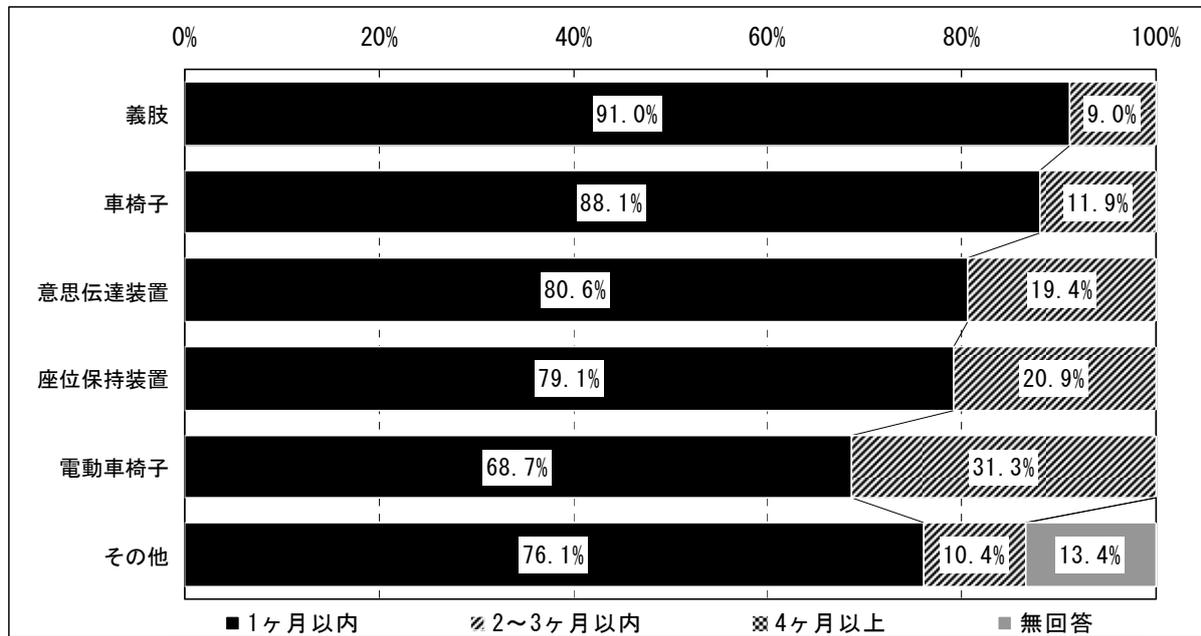
n=67



(3) 判定実施までの期間

判定依頼を受けてから、判定実施までの平均的な期間については、補装具の種類によって違いが見られるものの、殆どが1か月以内での判定を実施している結果であった。

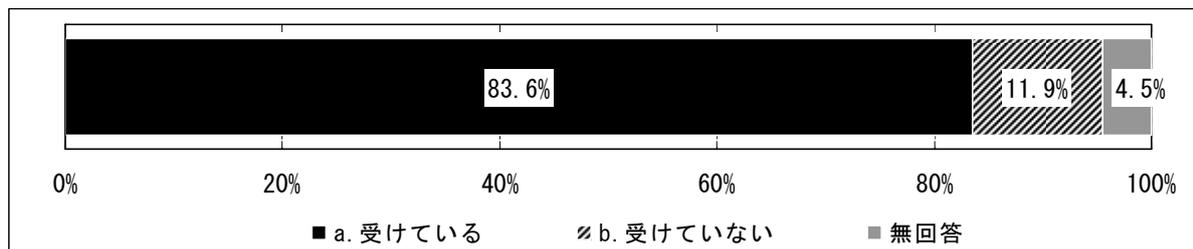
n=67



(4) 児童に関する判定相談

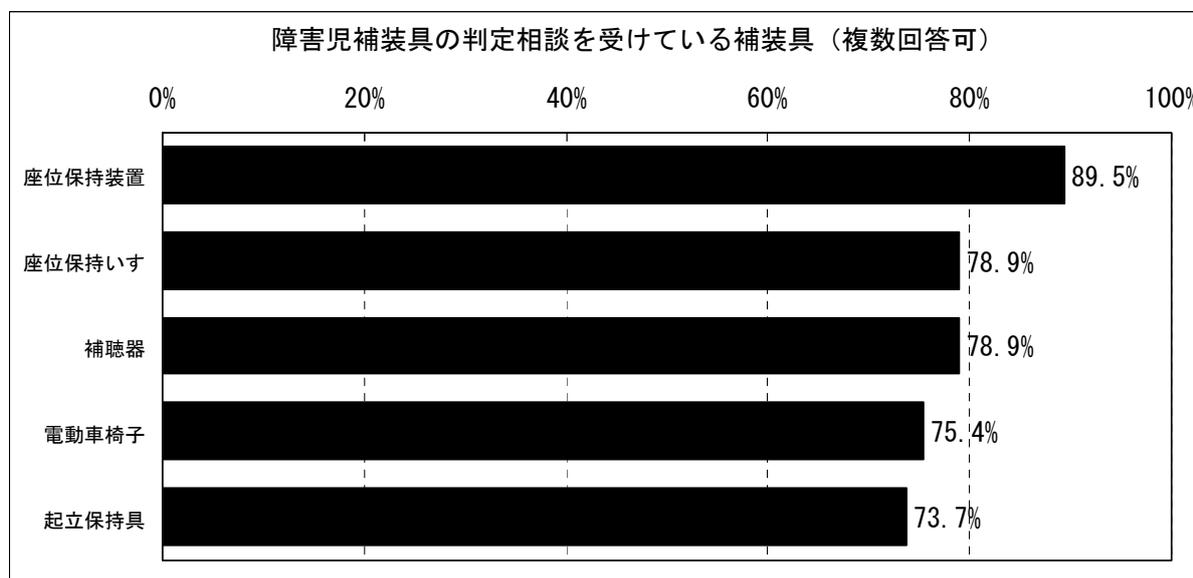
障害児の補装具について、市町村や療育機関から判定相談を「受けている」更生相談所は8割以上であった。

n=67



相談を受ける補装具としては、座位保持装置が最も多い結果であった。※グラフは上位5位までを表示

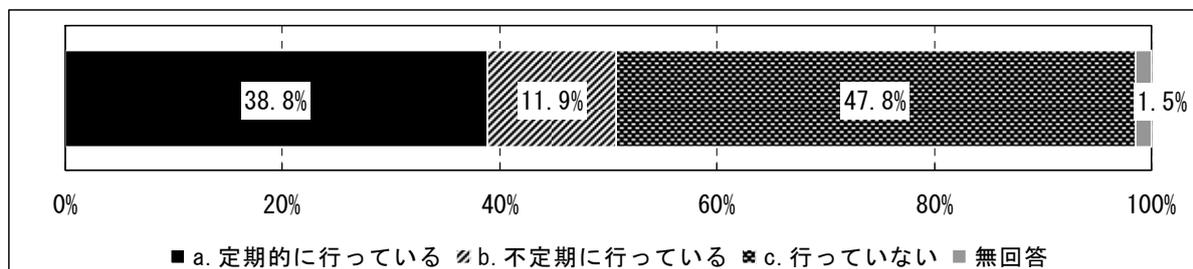
n=57



(5) 情報交流、研修の実施

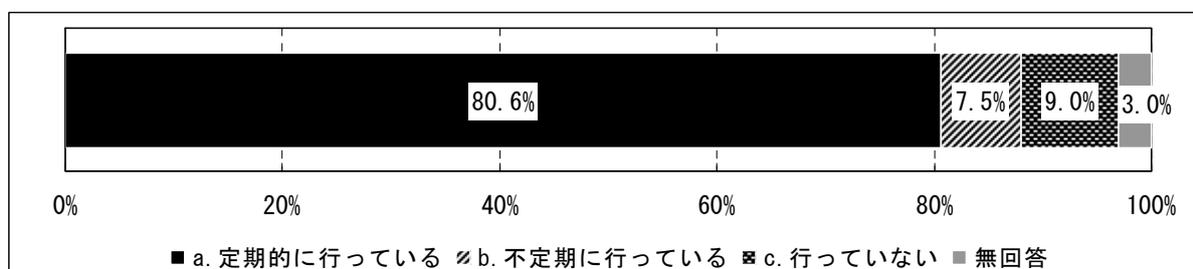
圏域の市町村や補装具業者との定期的な担当者会議に関しては、「定期的に行っている」が4割弱見られた。担当者会議の回数としては年1回以下が約6割であった。

n=67



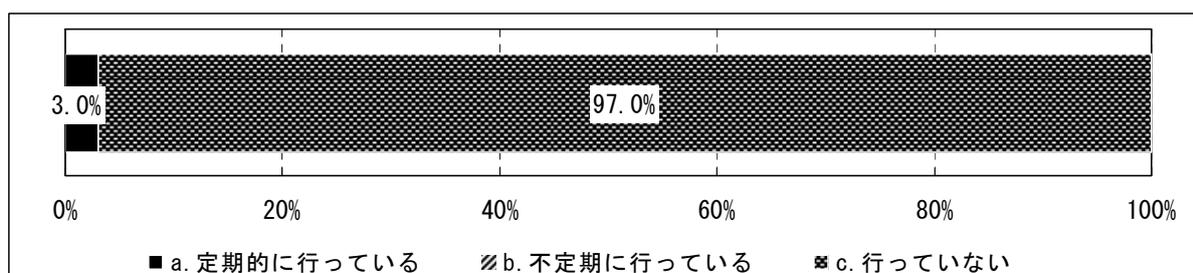
市町村の担当者に対する研修は、「定期的に行っている」が約8割であった。実施回数は年1回が5割強であった。

n=67



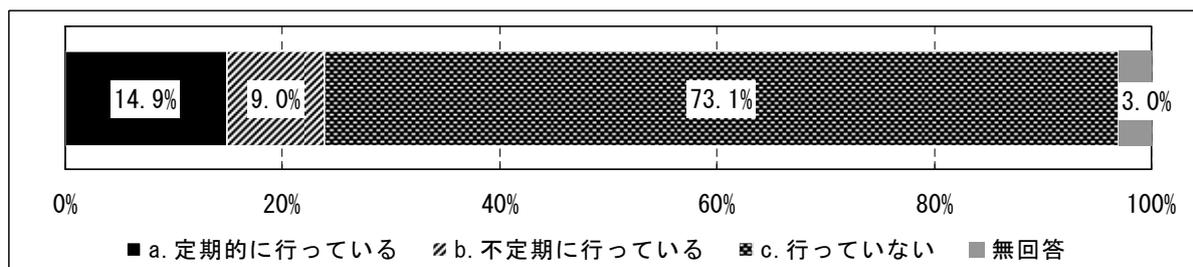
意見書作成医師に対する定期的な研修は、「行っていない」が9割以上を占めた。

n=67

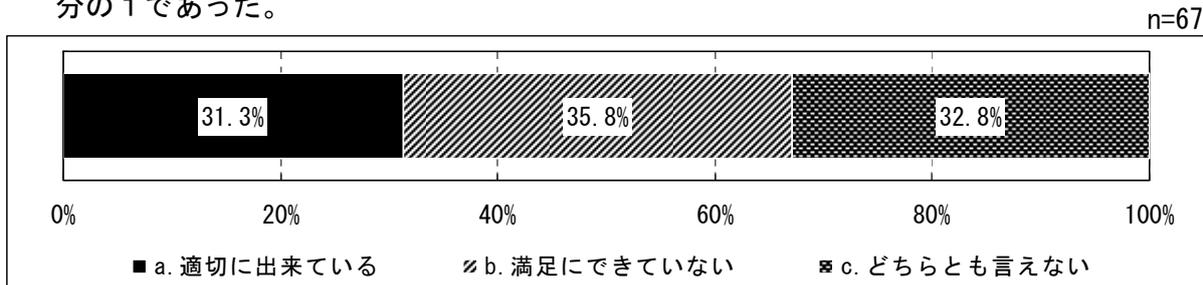


事業者に対する定期的な研修は、7割強が「行っていない」であった。

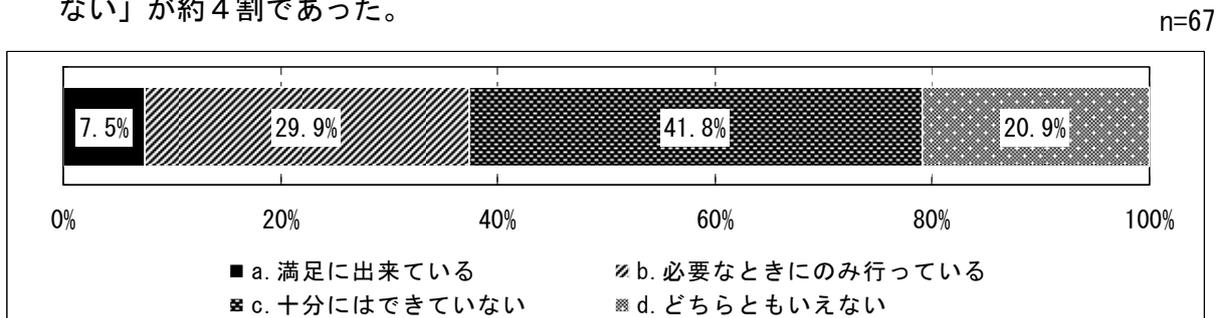
n=67



申請者の主治医など医療職種と申請者に関する情報を共有した上での判定については、「適切に出来ている」、「満足に出来ていない」、「どちらとも言えない」がそれぞれ約3分の1であった。

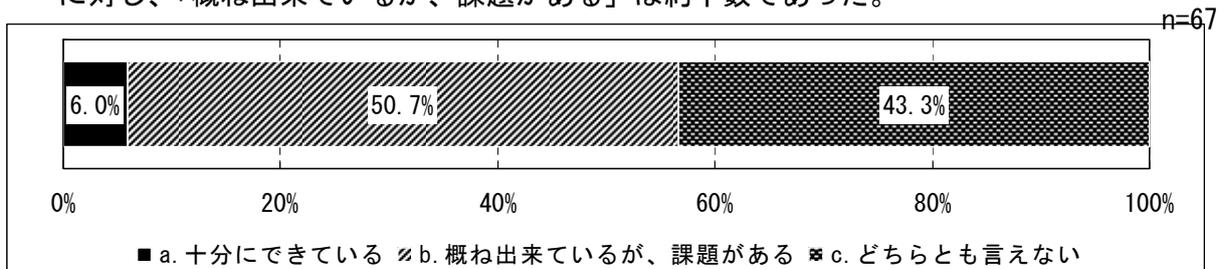


療育機関や児童の補装具判定にかかわる医療機関との情報共有は、「十分にはできていない」が約4割であった。

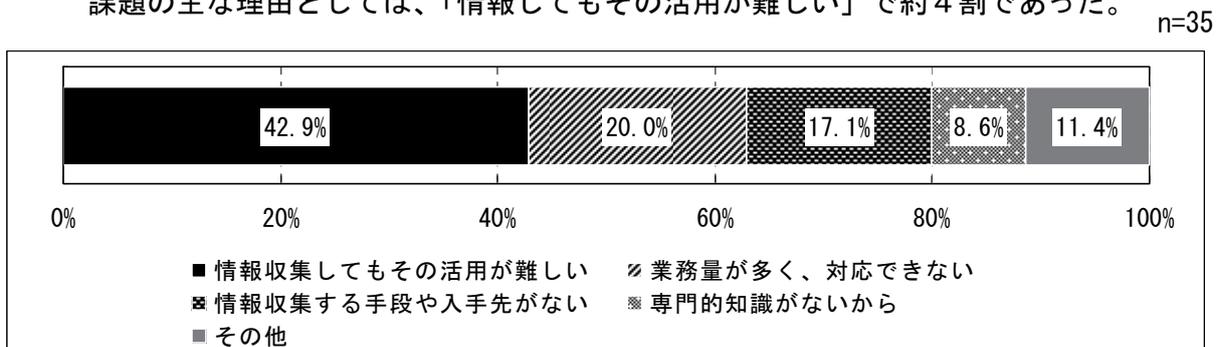


(6) 新たに開発された補装具や完成用部品の情報

『技術革新やメーカーの開発努力により新たに開発された「補装具」や「完成用部品」に関する情報収集を積極的に行い、それを踏まえた判定ができていますか?』との設問に対し、「概ね出来ているが、課題がある」は約半数であった。



課題の主な理由としては、「情報してもその活用が難しい」で約4割であった。



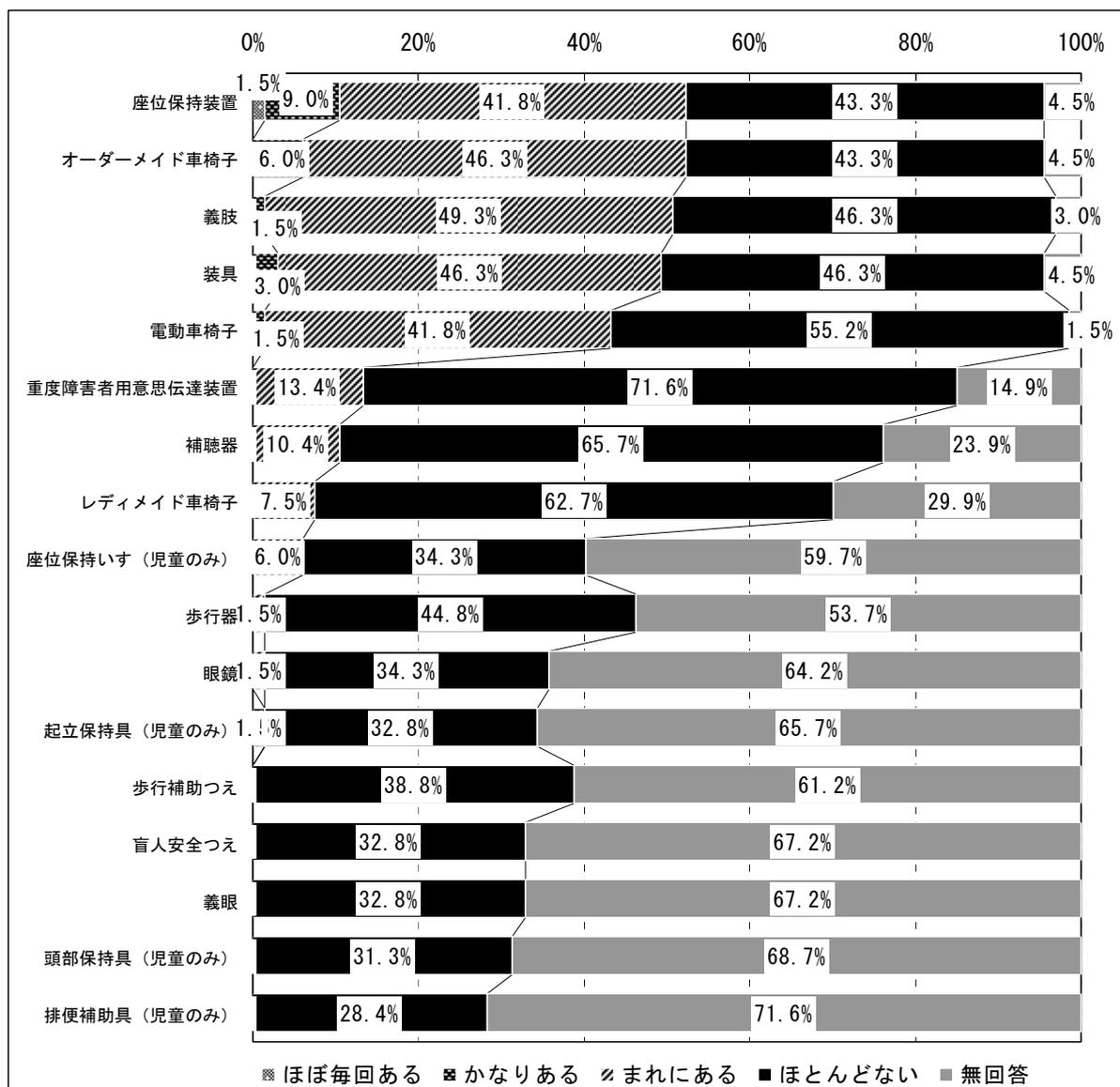
(7) 更生相談所独自の規定や内規

独自の規定や内規がある10更生相談所より資料を受領した。独自規定の内容としては、種目別の判定方法（来所、文書等）、判定ガイドライン、付属品や修理に関する独自基準などであった。

(8) 処方内容の追加および修正

仮合わせや完成時に、処方内容に追加、修正がある補装具としては、座位保持装置、オーダーメイド車椅子、義肢、装具、電動車椅子があげられた。

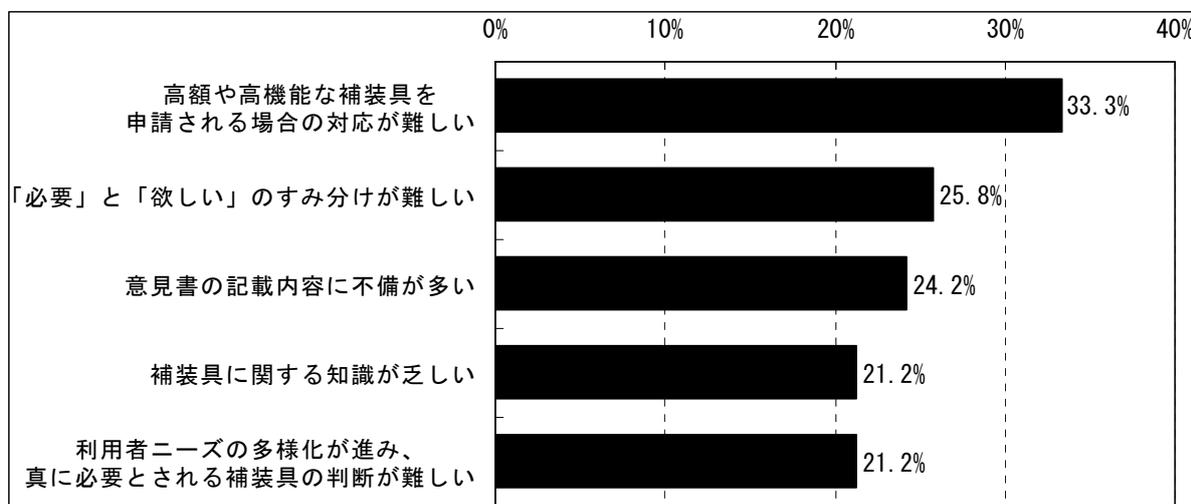
n=67



(9) 現行制度における課題

補装具費の申請から支給決定等の業務の中で、最も大きな課題と思われる内容を最大3つ選択する設問では、「高額や高機能な補装具を申請される場合の対応が難しい」が最も多い結果であった。※グラフは上位5位までを表示

n=66



※主なコメントについては、【資料編】「アンケート調査集計結果(更生相談所)」を参照

(10) 申請者からの要望に関して、現行制度では対応が難しい事柄

申請者からの要望に関して、現行制度では対応が難しい事柄として、「種目、名称、型式又は修理部位、耐用年数に関する事柄」としては、各補装具の具体的な要望が最も多かった。「基準額に関する事柄」としては、車椅子の基準額等に関するコメントが最も多く、「申請、判定依頼、仮合わせ、適合判定に関する事柄」では、判定期間に関する要望が多く見られた。「相談、フォローに関する事柄」としては、相談窓口が無いといった相談方法に関するコメントが多い結果であった。

※主なコメントについては、【資料編】「アンケート調査集計結果(更生相談所)」を参照

(11) 必要としている支援内容

更生相談所から厚生労働省に求めている支援内容としては、基準の明確化の要望とマニュアルやQ & A等の要望が最も多かった。市町村に対しては、情報共有の希望や、申請者の状況把握を希望するコメントが多く見られた。テクノエイド協会に対しては、補装具全般及び完成用部品の情報提供が多く望まれていた。事業者に対しては、カタログ等の資料や情報の希望、制度への理解を求めるコメントが最も多い結果であった。

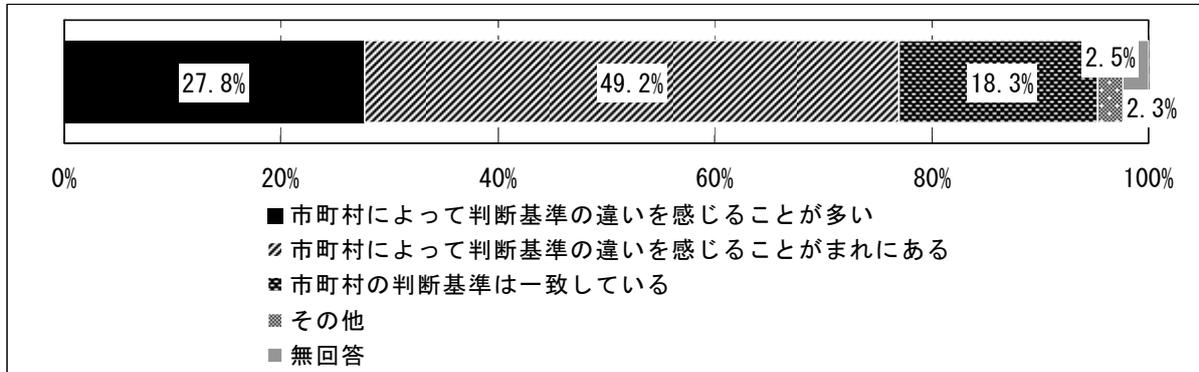
※主なコメントについては、【資料編】「アンケート調査集計結果(更生相談所)」を参照

5. アンケート調査集計結果の概要（事業者）

（1）判断基準の地域格差

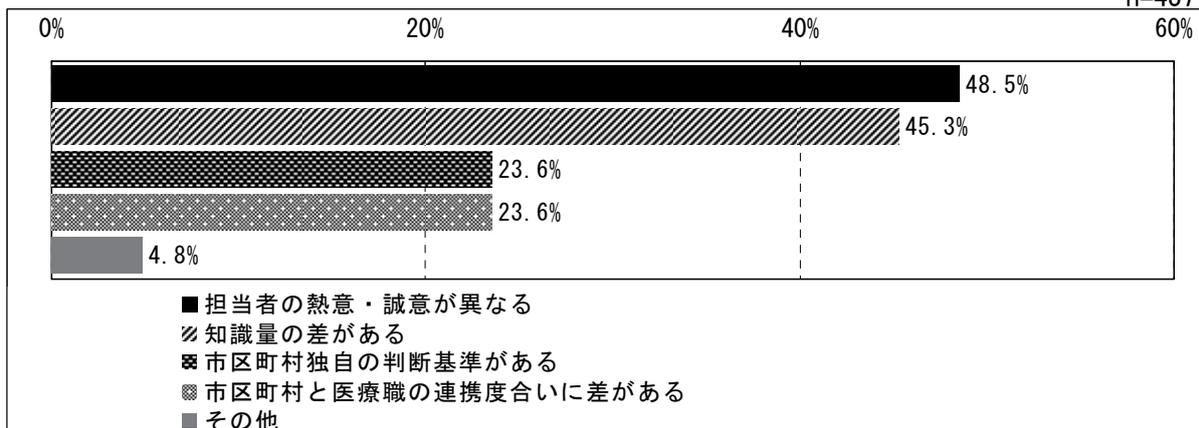
補装具費支給決定にあたっての判断基準について、「市町村の判断基準は一致している」は約2割にとどまり、「市町村によって判断基準の違いを感じることもまれにある」が約半数であった。

n=569



判断基準が違ふと考えられる理由として、「担当者の熱意・誠意が異なる」や「知識量の差がある」が多く、それぞれ約半数であった。

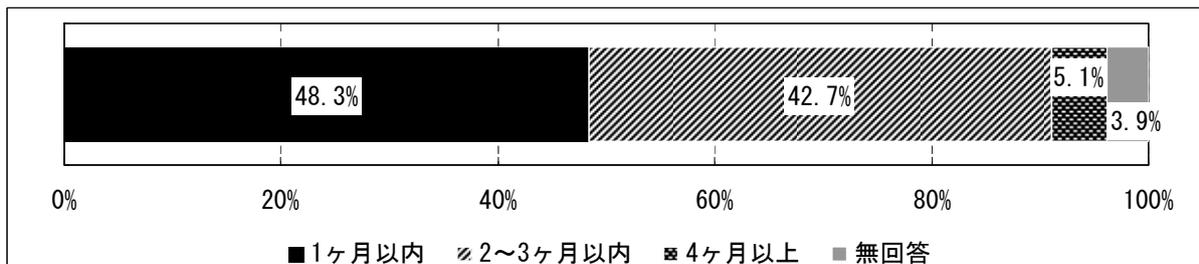
n=437



（3）納品までの期間

申請者との契約後、納品までの平均的な期間については、約半数が「1ヶ月以内」、「2～3ヶ月以内」が約4割であった。

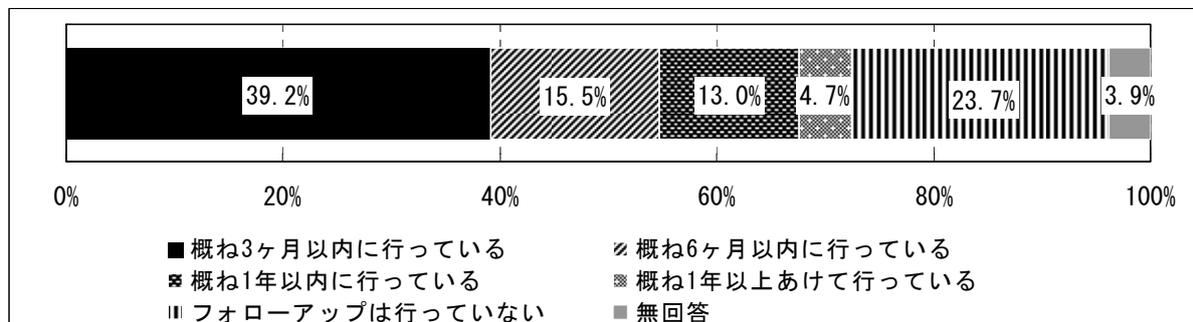
n=569



(4) フォローアップ

納品後、利用者に対するフォローアップの期間としては、約4割が「概ね3ヶ月以内に行っている」と回答した。一方で、「フォローアップは行っていない」が約2割見受けられた。

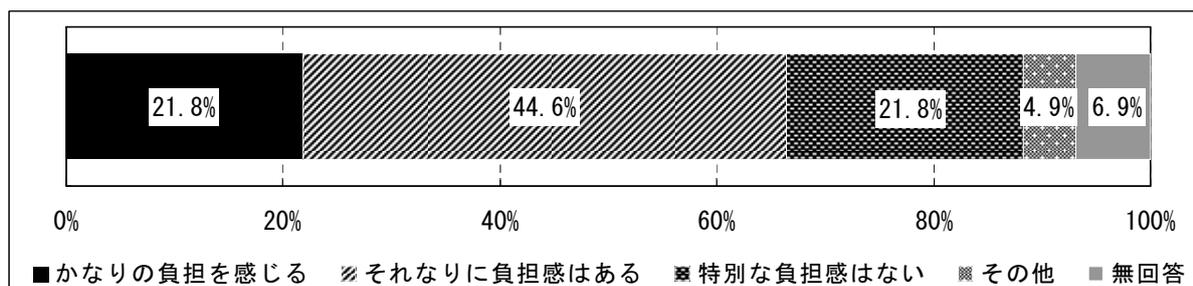
n=569



(5) 事業者の費用負担感

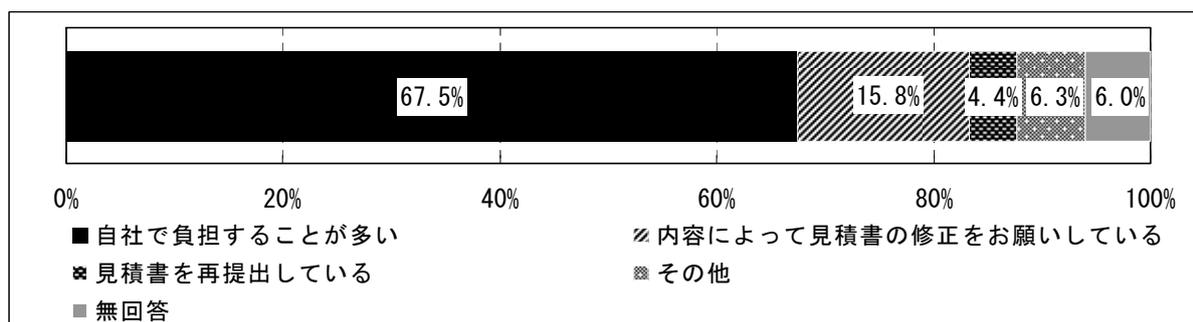
判定時や適合判定時の立ち合いにかかる費用（移動費）の負担感については、「かなりの負担を感じる」、「それなりに負担感はある」を合わせて7割弱であった。

n=569

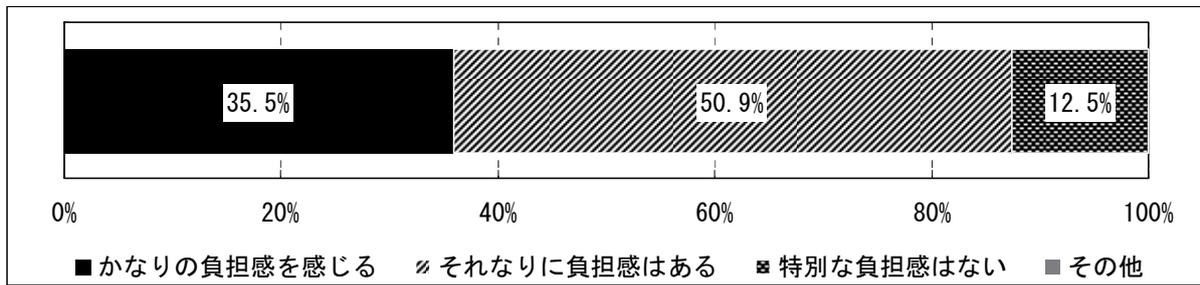


仮合わせなどで修正や追加があった際の材料費やデモ機の費用については、「自社で負担することが多い」が7割弱であった。

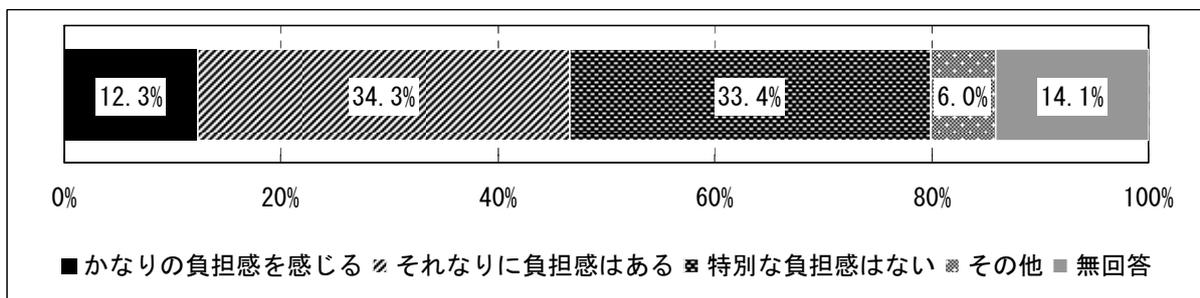
n=569



仮合わせなどで修正や追加があった際の材料費やデモ機費用の負担感は、「かなりの負担感を感じる」が4割弱、「それなりに負担感はある」が半数であった。 n=409

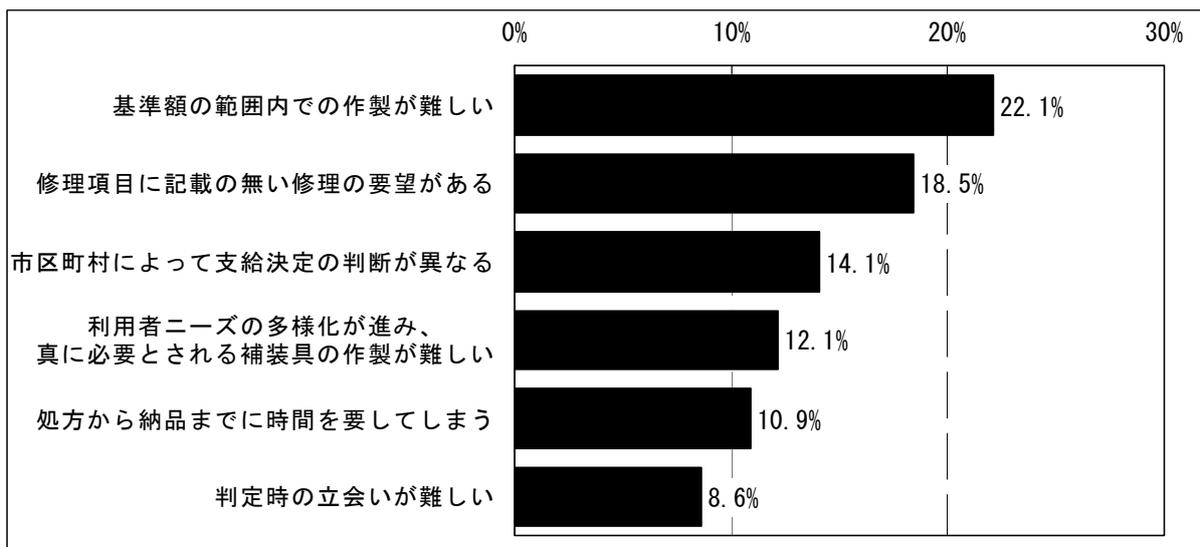


フォローアップにかかる費用の負担感としては、「かなりの負担感を感じる」、「それなりに負担感はある」を合わせて半数弱であった。 n=569



(6) 現行制度における課題

補装具費の申請から支給決定等の業務の中で、最も大きな課題と思われる内容を最大3つ選択する設問では、「基準額内での作製が難しい」、「修理項目に記載のない修理の要望がある」が多い結果であった。※グラフは上位5位までを表示 n=569



※主なコメントについては、【資料編】「アンケート調査集計結果(事業者)」を参照

(7) 申請者からの要望に関して、現行制度では対応が難しい事柄

申請者からの要望に関して、現行制度では対応が難しい事柄として、「種目、名称、型式又は修理部位、耐用年数に関する事柄」としては、耐用年数に関する要望が最も多かった。「基準額に関する事柄」としては、各補装具に関するコメントが最も多く、「申請、判定依頼、仮合わせ、適合判定に関する事柄」では、判定期間に関する要望が多く見られた。「相談、フォローに関する事柄」としては、定期的なフォローなどを求めるコメントが多い結果であった。

※主なコメントについては、【資料編】「アンケート調査集計結果(事業者)」を参照

(8) 必要としている支援内容

事業者から厚生労働省に求めている支援内容としては、制度全般に関するコメントと基準金額に関する要望が多い結果だった。更生相談所に対しては、判定基準や判定の内容等に関する要望が最も多かった。市町村に対しては、独自基準や判断基準の違いに関するコメントが多く見られた。テクノエイド協会に対しては、利用者、家族、医療・福祉関係者それぞれに対する情報提供の要望が多い結果だった。

※主なコメントについては、【資料編】「アンケート調査集計結果(事業者)」を参照

6. アンケート調査集計結果(まとめ)

市町村、更生相談所、事業者それぞれに対し、現行制度の実態を把握し、課題や要望の論点整理を行うためにアンケート調査を実施した。調査結果からは、下記にあげる課題が明らかになった。

- ① 補装具判定の地域格差
- ② 申請から給付までの期間
- ③ 障害児に関する判定
- ④ 医療機関等との連携・情報共有
- ⑤ 新たに開発された補装具や完成用部品の情報収集、取扱い
- ⑥ 事業者の選定方法
- ⑦ 処方内容の追加、修正
- ⑧ フォローアップの実施
- ⑨ 事業者の費用負担

Ⅲ. 補装具費支給制度に関するヒアリング調査

1. ヒアリング調査の目的

本ヒアリング調査は、先に実施したアンケート調査の結果を踏まえ、アンケートから明らかになった課題や、検討委員会にて抽出した主な論点を補完することを目的として実施した。

2. ヒアリング調査の実施概要

(1) 調査対象

- 市町村 5カ所
- 更生相談所 5カ所
- 補装具製作(販売)事業者 5カ所

※調査の対象機関は、アンケート調査の回答状況及び、県と県政令の更生相談所が存在する県等から選定した。

(2) 調査機関

平成25年1月～2月

(3) 調査方法

現地にて聞き取り調査を行った。

(4) 調査項目

- ① 判定及び支給決定、適合判定、製作等
- ② 申請から給付、適合判定までの期間、障害児に関する判定及び支給決定について
- ③ 医療機関等との連携、情報共有
- ④ 事業者の選定
- ⑤ 処方内容の追加及び修正等について
- ⑥ 使用状況の確認及びフォローアップについて
- ⑦ 現行制度との課題と要望

※ヒアリング調査時の質問内容は、【資料編】「ヒアリング結果時の質問内容」参照

3. ヒアリング調査結果の概要

(1) 判定及び支給決定、適合判定、作製等に関する事項

(a) 判断基準の違い

【市町村】

- 近隣の自治体で、定期的に児童の事例などについて情報交換をしている。
- 近隣に政令市があり、判定機関（更生相談所）が違う。県更生相談所の方が厳しいと聞く。

【更生相談所】

- 近隣の3更生相談所で年1回の会議を通じて、判断基準を統一させる取組みをしている。
- 判定に関して自治体で取扱いが異なる状態があり、地域間での不公平感が生じているため、基準についての、細かなガイドラインを具体的に示していただきたいと思う。

【事業者】

- 現状の判定は、「裁き」のような形となっている。補装具が実用的かどうかを判断する場ではなく、実用的にするにはどうすれば良いかを議論する場であるべき。
- 予算の潤沢な地域とそうでない地域で差があるように思われる。
- 判定結果によっては、申請を取り下げて全額自己負担で補装具を作製するケースもある。
- 利用者重視なのか、医学的見地を重視するのかといった補装具費支給制度が立つスタンスが不透明。声が強い利用者の要望が通ることもある。
- 厚生労働省による指針の記述は、目的や自治体の役割などは示しているが、処方に要する医学的知見や技術情報の提示、適用基準などが十分に示されていないため、実施主体により差異が生じやすい。
- 同じ更生相談所でも、医師によって判断が違うこともある。
- 介護保険法と障害者自立支援法の関係に関して、市町村の見解が違う。

(b) 判定方法を変えるべき補装具

【市町村】

- 児童の補装具に関して、わかりにくい場合は助言依頼ができるようになっているので、交付に関してはほぼ全てを、修理に関しては難しいものに関して助言依頼をしている。
- 巡回相談、在宅相談ができれば良い。

【更生相談所】

- レディメイド車椅子は市町村判断であるが、複雑かつ高額になってきているので、“意見書がいない”という一文を省いて欲しい。
- 車椅子も来所判定すべきであるが数が多いため、車椅子乗車時の写真を添付頂き、判定の代替としている。
- 再支給で付属品が違う場合の対応について指針等が欲しい。
- 児童の判定で支給された補装具、他法制度で支給された補装具の修理については、市町村が判断の上決定できるようにする。

【事業者】

- 生活環境の把握も必要であるため、通常的生活条件下での判定の方が利用者には無理がないものとする。巡回や訪問判定を主で考えるべきではないか。
- 適合判定で、完成した補装具を見るだけであれば、事業者が更生相談所に持って行けば済むこと。

(3) 処方と作製した補装具が違った場合の対応

【市町村】

- 直接判定でない限り、見積書と完成品の付け合せができていないというのが現状である。
- 更生相談所に相談し、利用者に適合すれば判定内容を変えても良いということとした事例がある。
- 利用者の要望が強く、事業者独自の判断で届け出なく部品を無償で追加していた。交付後年数が経っていたため、事業者への口頭注意に留まった。
- クッション類は、申請がないままに付いていることがある。

【更生相談所】

- 処方内容と作製された補装具が違っていた場合、聞き取りを行い、再判定や事業者への指導を行っている。
- 補聴器に関しては、申請する補聴器と実際に購入する補聴器が分かるように、見積書を2段にして記載させるように、フォームを2年前から変更した。

【事業者】

- 更生相談所の先生は、判定の時に初めて利用者に会うので、利用者に合っているものが何かは直ぐには分からない。しかし、主治医は、利用者の生活状況などある程度わかっているため、それを踏まえた義足を処方しているのに関わらず、主治医の意見が反映されないことが多い。
- インターネットから様々な補装具の情報を得る利用者がいる。
- 利用者が使用するところではない部分に対して（介助者側の負担軽減）の配慮が欠ける部分がある。
- 作り変えて、前回使用していたものと違うパーツを使ったりすると、必ず理由を尋ねられる。

(4) 圏域の広さに関すること

【更生相談所】

- 医師は巡回できないため、担当者が巡回し、ビデオや写真などで記録をしている。
- 巡回以外に事前調査を行っている。
- 本人が来所することが困難であることが多い。

【事業者】

- 離島に行く際の交通費（飛行機や船の運賃）を何とかしてあげるべきではないか。
- 遠方地ではガソリン・高速・時間等経費が掛かる。遠方の場合、社員が1日400km以上運転することもある。
- 更生相談所が遠い地区は利用者から送迎の希望がある（費用は業者負担）。

(5) 判定の外部委託

【更生相談所】

- 更生相談所内では、技術、人員、予算面等で、判定機能について限界もあると思われるため、活用できる機能があれば検討の必要性はあると思われる。
- 医療の基準は「医学的により良いもの」であるが、判定の基準は「真に必要なもの」であるので外部委託の場合はその教育が必要になる。
- 補装具に関する相談センター自体は意義があるものだが、相談が全てセンターに集中するため、地域で見る力がなくなってしまう可能性もある。

(6) 補装具の分類

【市町村】

- 多点杖は診断書が必要だがT字杖は要らないといった、補装具と日常生活用具の違いが利用者にとってわかりにくい。
- 矯正眼鏡・遮光眼鏡について、基準額が同じであるのに区分されているものがある。
- 遮光眼鏡の6D未満は視力障害の方と言われたが、手引きなどにその旨の記載がなく、困った事例があった。
- 修理の判断基準が必要である。

【更生相談所】

- 修理項目の判断に困ることがある。通知文に書いてあれば事業者には根拠を示せるが、解釈の違いでの事業者とのやり取りに時間がかかる。
- 補装具判定専門委員会で回答があったものがまとめられていると良い。
- 補装具を児童に限定する必要はないのではないか。
- 車椅子か座位保持装置か判別できないものがある。
- 『基本は付加する機能なので金額は付加する分だけで、より補強が必要ななどの個別の需要がある場合は認める』という考え方ができるような融通が利く表記の仕方をしていただきたい。
- 座位保持装置の身体保持部品付き車椅子と構造フレーム付き座位保持装置は統合すべき。
- 座位保持装置（一部）・車椅子・電動車椅子・歩行器の併給は苦慮する。
- 完成用部品に関して、使用にあたっての考え方、対象リスト、判断基準といった全体的なマニュアル等が欲しい。

【事業者】

- 車椅子（電動車椅子）と座位保持装置一体型に関する判断基準は国からは示されておらず、二具としてカウントされてしまうのは問題である。
- J I Sには普通型のモジュラー型車椅子の図示しかないため、普通型しか認めない自治体がある。制度の運用が狭義すぎるきらいがある。

(7) その他の課題・要望

【市町村】

- 補装具の基準表が若干使いにくく、使いやすいものがあると便利である。
- 遮光眼鏡、カーシート、盲人安全つえ、歩行補助つえは見積り額を基準額内に収めることが難しい。
- 更生相談所から医師に対する質問は市町村を経由するため、時間がかかることが多い。文書のやりとりを優先する傾向もある。
- 更生相談所からアドバイスを頂いた代替機を勧めても、申請者から専門用語で攻め立てられてしまい、引き下がるケースもある。
- 必要なのか、あれば便利だから申請しているのかの見極めが難しい。
- 差額自己負担の要望が多く、差額自己負担の判定を行ってもらえれば良いと感じる。

【更生相談所】

- 補装具費支給制度が、エコカー補助金制度や割引制度といった主旨でとられることも多い。
- 機能の差額自己負担の取扱は悩んでいる。補聴器は差額自己負担で耳あな型になるため、制度の矛盾も感じており、容認すべきではとも考える。

【事業者】

- デモ機の費用や仮合わせ時の経費など負担が多すぎる。判定前にデモ機の試乗が必須とされ、更生相談所が事業者でデモをするように言われる。
- 本来作り変えなければならないものを修理し、故障・破損してしまった時の責任は全て業者になってしまう。
- カーシート等の差額は自己負担頂いている。
- 耐用年数が妥当なもの、そうでないものがある。消耗品の中には、耐用年数が6ヶ月と定められていても、3ヶ月でダメになるものもある。
- 最近はお金が無くて代金を立替が出来ない人が多い。

(2) 申請から給付、適合判定までの期間

(a) 申請から支給までの期間

【市町村】

- 身体障害者手帳と補装具との同時申請が出来ると良い。現状では診断書を2回書いてもらう必要があり、手間も費用もかかる。
- 過去の更生相談所判定時で質問された内容をFAQの形で市独自でまとめ、申請を受けた時点で出来るだけ聞き取りをするようにしている。
- 写真が必要な補装具（カーシート等）は事前に写真の準備をお願いしている。市職員が訪問して写真を撮ってくることもある。
- 更生相談所は電動車椅子の場合、判定依頼をしてから来所までが時間がかかっている。

【更生相談所】

- 補装具の手引きに、FAQを記載している。
- 申請前に事前相談をすることで、申請後の期間が短く出来る場合がある。
- 緊急の場合、判定せずに事前修理を認めることもある。
- 装具は写真を添付することで適合判定の代替としている。

【事業者】

- 義足の修理など、急を要する際に融通が利かないのが困る。
- 利用者、またはご家族への署名を頂き、決定前に作製を始めることもある。
- 支給決定前に、計測・設計まで進めておくことが可能なケースがある。

(3) 障害児に関する判定及び支給決定

(a) 児童の補装具判定・支給における課題

【市町村】

- 児童では判定の地域差を課題と感じている。
- 者になる前の駆け込み申請が多い。医療機関から申請を促されている模様。市としては却下する材料が無く、認めている現状である。
- 児童も更生相談所での判定になった場合、問合せ等で業務負担が大きくなることが懸念される。
- 所得が高い家庭で重度障害児の場合、高額な費用が全額負担になってしまう。児童の間だけでも所得要件がなくても良いのではないかな。

【更生相談所】

- 児童の場合、障害状況の変化が考えられるため、真に必要な機能かどうかの判断は者より困難である。
- 17歳での駆け込み申請が多い。18歳になると基準が変わるという認識が根強い。
- 細かなトラブルがあったため、市町村では判断が難しい時に助言を行っている。
- 児童では親同士の繋がりが強いいため、判定で認められなかったときの対応が難しい。
- 当県では、障害児の判定も障害者同様に実施しているが、児の判定を実施している更生相談所が少ないため、情報も少なく判断に苦慮することがある。児童から成人になった際のトラブル等は特にない。また、他都道府県から当県に転入された児童のケースで判定基準等の相違により、当県では以前と同様な内容での補装具の支給ができない場合もあり、トラブルの原因にもつながるため、全更生相談所において、児の判定も実施してほしい。

【事業者】

- 児童の補装具では年々性能や価格が上がっているが、基準額が低いものがある。超過分は自己負担を頂いている。差額分を、別の補装具作製の際に利益の穴埋めしている。
- 現在は更生相談所が全てチェックするため、時間がかかるようになった。
- 「耐用年数」に関しては、「一律に取り扱うのではなく、当該補装具の状態、障害状況や生活環境等を把握することにより、実情に沿うよう十分に配慮すること」となっているものの、現場ではかなり厳格に対応されている実情がある。障害児と障害者の耐用年数は別もので考えるべき。結果、体に合わない補装具を使っている児童もいる。

(b) 児と者の違い

【市町村】

- 児童から者になる際に判定の基準が厳しくなることは自治体からも伝えており、医療機関や保護者も認識している。
- 児童では申請すれば必ず認められるとされている状況。保護者からの要望も多くなっている。

【更生相談所】

- 児は2台支給している現状であり、元の「真に必要な場合に2台」に戻すには、通知文で示されないと直せない。

【事業者】

- 児童から者になった時点で県更生相談所での判定が必要となり、「補装具の整理」という名目で支給台数が厳しく制限される実態がある。既存の補装具の修理も1台のみ受け付けることとなっている。
- 児童に限る種目が下記の4種目あるが、限定する意味が不明確でかつ現実的でない。
(座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具)
- 児童は使用期間が短い為、部品・パーツの交換が出来る義肢装具の開発が必要と思われる。

(4) 医療機関との連携、情報共有

(a) 医療機関との連携、情報共有

【市町村】

- 何かあった場合に医師に連絡するのが基本。頻繁に連絡している所は、事前連絡することも稀にある。
- 更生相談所の新任者研修は年1回、5～6月頃。手引きについての説明で、実践的な部分で活かしているかはわからない。

【更生相談所】

- 定期的な連携は無く、不明点等があった際に不定期に問合せをしている。
- 直接判定で意見書が不要な場合でも、医療機関などの意見が反映されるように、「製作予定書」等の提出書類を準備いただいている。
- 市町村担当者への補装具研修を実施している。(年1～2回)

【事業者】

- リハビリテーション病院が中心となって、ポリオやリウマチ友の会など、障害者向けの勉強会を開いている。
- 更生相談所では、相談所主催の勉強会がある県もある。その他の更生相談所では年1回の意見交換会があるが、形骸化している状況である。
- 大学等とブレースクリニックや検討会等を行っている。
- 更生相談所が市町村向けに開催している勉強会に自社の商品を持参することもある。

(5) 医師の意見書

(a) 医師の意見書

【市町村】

- 意見書は可能な範囲で確認している。例えば、期限は3か月に設けているので、過ぎていないか、図や絵のみの場合は市職員でも分かるように記述してあるかなど。

【更生相談所】

- 指針上の要件を満たす医師が近隣に居ないことが多く、医師であれば意見書を書いてよいこととしている。
- 様式を工夫しているが、医師の意識の問題が大きいため、医師が意見書を書くこと自体に限界を感じている。
- 独自フォーマットを採用している。
- 意見書の内容について照会すると、文書で求められることもある。文書のやりとりに時間がかかり、結果として判定期間が延びてしまうことがある。
- 治療用ではない旨を確認する項目・内容があると判断しやすいと思われる。

(6) 事業者の選定

(a) 事業者の選定

【市町村】

- 事業者の選定は特に行っていない。
- 利用者が事業者を決めることは少なく、病院に出入りしている事業者や医師から紹介された事業者が中心となっている。
- 代理受領方式を前提として、業者は指定制である。制度への理解、適合判定時に来所可能か、修理対応可能か等を確認している。
- 登録事業者制にしており、事業経歴書、補装具の取扱い、製作設備等をチェックしている。

(7) 処方内容の追加及び修正等

(a) 処方内容の追加及び修正等

【市町村】

- 意見書、処方箋のやりとりで市役所を経由している。更生相談所と病院の間で直接やり取りできる制度があれば効率的だと感じる。
- 処方内容に修正・追加等をした場合支給券を出した後であれば、再判定をする。
- 支給券を出した後での金額の修正は行っていない。

【更生相談所】

- 追加・修正があった場合は、見積書の差し替え、判定のやり直し、支給券の差替えをしている。手間がかかるため、システムとして見積もりを簡易に修正できる仕組みが欲しい。
- 原則修正は認めていない。金額の一定割合までに関しては、修正・変更を認める方向でも良いのではないかと。

【事業者】

- 補装具の処方後に継手や部品の追加・変更の希望があった時に金額が下がれば支給券の変更になる。見積の金額内であれば理由書だけで良いが、額を超える場合は業者負担だったら良いと言われる。
- 申請時に見積書を出すことに無理がある。ある程度仮合せをしないと、見積書は出せないと感じる。
- 市更生相談所は、自費で機能を追加した補装具も適合判定で認めないこととなっているため苦労している。

(8) 使用状況の確認及びフォローアップ

(a) 使用状況の確認及びフォローアップ

【市町村】

- 在宅訪問しようにも、担当が一人であり、窓口を空けることができないので、フォローアップは現状では難しい。
- 交付されてから9ヶ月以内のものに関しては、事業者の負担でお願いしている。それ以降であれば修理で処理している。

【更生相談所】

- 種目によっては抜き打ちで実地調査をしている。
- 児童は、研修という形で8割に対しフォローアップを行っている。
- 事業者の責任部分（9ヶ月間の製作保証）について、対応する事業者とそうでない事業者があり、どこまでが事業者の責任か悩むことがある。
- 更生相談所では特段のフォローアップは行っていない。
- 「困っているが事業者に直接言えなかった」といった話を聞くことがある。
- 車の車検のように事業者による整備ができると良いと思う。

【事業者】

- 補装具全般の定期点検制度が必要。
- 補装具にはメンテナンスの概念があまりない。
- 更生相談所から、フォローアップは（受注促進行為になりかねないとして）更生相談所からは止めるように言われた。
- 全ての補装具のフォローが義務化となった場合、単純に業務量がかなり増える。利用者の自宅に訪問する際の費用負担について対策がないと難しい。
- 1年毎に電子メールや電話で行っている。
- 故障に対する応急処置は事業者負担で実施している。

(9) 現行制度の課題と要望

(a) レンタル制度にふさわしい補装具

【市町村】

- 歩行器、杖、カーシート、意思伝達装置、電動車椅子、車椅子。

【更生相談所】

- 完成用部品で作った座位保持装置、モジュラータイプの車椅子、児童の補装具、重度障害者用意思伝達装置、電動車椅子。

【事業者】

- 軽度障害者用車椅子（レディーメイド程度）、完成用部品に記載されない高額な商品、意思伝達装置の本体、歩行器、児童用のバギー等。

(b) レンタル制度に関する意見

【市町村】

- 修理期間中のレンタルも良いのではないかと。他市町村では、事業者が修理期間中のレンタルをしていることもあると思う。
- 申請から支給までの期間や、退院から手帳申請期間中にレンタルできる制度が欲しい。
- 診断書に記載欄を設け、耐用年数内で補装具の型式が変化しそうな利用者は、レンタルで対応することも可能では。

【更生相談所】

- 高齢者はメンテナンスなどの連絡が中々出来ないため、レンタル制度にしてメンテナンスが定期的に来る制度としても良い。
- 日本人は「自分のもの」という感覚が強く、レンタルを拒む人もいるため、難しさを感じる。
- 新規給付の時だけでも、一旦レンタル制度によって用具を利用して見て、ニーズがはっきりすることで、結果として余計な付属品を出さなくて済む。

【事業者】

- 修理時の代車は事業者で貸出している。公費は出ていない。
- 症状の進行が早い場合には製作が追いつかない場合もあり、そのような場合はレンタル制度に適している。
- 初期適合を見るための期間限定レンタルであれば可能。
- 座位保持装置は購入で25～40万円だが、レンタルで月2万円とすると、レンタルの方が高くなるケースも考えられる。

(c) 利用上限額の導入

【市町村】

- 障害等級で利用上限額を設定するのであれば、手帳の等級変更を行う必要があるなど、手間も増える可能性が考えられる。
- ケアマネージャーのような存在もおらず、サービスを調整することが困難な方が多いのではないかと。また、所得などによつてのサービス差が出来るのではないかと。

【更生相談所】

- 利用者の利用環境によつてもどれを選ぶか変わってくるので、障害の程度や補装具の機能だけで上限額を決めるのは難しいのではないかと。
- パーツ・機能の一つ一つを精査する労力は負担を感じている部分もあるが、更生相談所が上限額だけ決めるのは、制度上矛盾している。
- 年々、高額補装具の相談、要望がある。種目ごとに上限額の設定があると差額自己負担の説明もできるため、検討をお願いしたい。

【事業者】

- 現状において支給台数の制限や希望の処方内容からの変更を余儀なくされる状況下においては、「利用上限額」という考え方を導入し自己責任の範疇で選択できるようにしてはどうか。また、「利用上限額」の範疇で選択できるようにすると、機能に反して高額なものは選択されず、市場原理が少なからず働いてくるのではないかと考える。
- 障害の度合いに応じて補装具は変わるため、利用上限額を設定することは法の主旨と反するよう感じる。児童では特にそぐわない。

(d) 日常生活用具と判断してよい補装具

【市町村】

- 意見書不要の補装具（つえ等）
- 日常生活用具は入所者では出せないから、レッツチャット等の意思伝達装置を補装具として申請してくるケースがある。補装具なのか、日常生活用具なのか、明確な基準も欲しい。

【更生相談所】

- カーシート、普通型の車椅子、重度障害者用意思伝達装置、歩行器、盲人安全つえ、歩行補助つえ。
- 基準が明確であれば補聴器、眼鏡。
- 児童の起立保持具、座位保持具、排便補助具。

【事業者】

- 頭部保護帽は加工や修正等の必要性があり、補装具の方が良い。
- カーシート、杖、意思伝達装置などで新機種が出る商品。

(e) その他現行制度に関する課題や要望

【市町村】

- 所得割46万円以上の方が、税金を多く払っているのに補装具費が出ないことで意見を言われる方もいる。
- 治療用装具と更生用装具の判断が難しい。病院から、更生用装具と言われることがあるが、判定で認められないこともある。
- 制度の理解や基準額の正確な把握について、義肢装具製作者は良いが、メガネ業者に理解されていない方が多い。
- インターネット上で、半額等で販売している車椅子や、補聴器があり、そこで購入したいといった要望も見られる。

【更生相談所】

- 通知などに「事業者は要請があれば適合判定に応じること」といった文言が入っていると良い。
- 更生相談所の全国会議のようなものはあるとうれしい。
- リクライニングティルト車椅子は、高齢者の申請が多い。申請後1年以内に亡くなる方が約1割おり、納品前に亡くなる方や使えない方もいる。補装具が有効活用できていないことに悩みを感じている。
- 基準額を超えている既製品、基準額内では市場に出ていない補装具があり、迅速に基準を改定して欲しい。
- 制度の一方を支える補装具事業者に対し、適正なコストの回収が行われるような価格体系とすべき。
- 障害者総合福祉法で130の難病が対象となるが、その対応が難しい。
- 重度障害者用意思伝達装置の視線入力装置。施設の備品として購入して、使用が出来ることが分かってから申請する流れの方がよいのではないか。

【事業者】

- 円安時、仕入先からパーツの値上げがあったが、当社が市町村に申請するときには価格が決まっているので値上げできなく、その差額は当社が被っていた。
- 医師意見書の文書料も公費対応にすべき。
- 完成用部品の単価は高いものの、利用者にとっては必ずしも良いものとは限らない。
- 車椅子の基本価格の設定がない。特別調整10%も廃止となった。モックアップ（模型）などの費用は業者が持ち出しになっている部分が多い。
- モジュラー型の車椅子が今後使われるように行政も舵を取ってほしい。

4. ヒアリング調査集計結果（まとめ）

市町村、更生相談所、事業者それぞれに対し、アンケートから明らかになった課題や検討委員会にて抽出した主な論点を補完することを目的として、ヒアリング調査を実施した。調査結果からは、下記にあげる課題が明らかになった。

- ① 市町村や更生相談所による判断の地域格差
- ② 補装具の分類や修理項目
- ③ 障害児に関する判定・相談
- ④ 医師による意見書
- ⑤ 処方内容の追加、修正
- ⑥ フォローアップの実施

IV. 種目別の課題及び要望と整理対応（案）

アンケート調査、ヒアリング調査によって得られた各補装具に関する課題及び要望、提案等を下表に整理した。各項目について、課題及び要望、提案等を記述し、その下に参考となる資料があれば付記している。参考となる資料については、下記略式記号を用いている。各課題及び要望、提案等に対し、検討委員による整理対応案等を記載した。

略式記号：参照元

【指針】補装具費支給事務取扱指針

【要領】義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領

【算定】補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準

【検討】平成22年度における補装具の価格改定等について（厚生労働省HP）

【QA】補装具費支給に係るQ&A（厚生労働省HP、平成22年10月29日）

【特事】特例補装具・判定困難事例集（テクノエイド協会HP）

1. 補聴器

課題及び要望、提案等	整理対応案等
参考資料	
a. 補聴器の基準額が低いといわれることが多い。	補聴器の基準額が低いという意見はあるが、基準額内で支給できる補聴器があるのも事実である。特例補装具となるデジタル補聴器でさえ普及、開発に伴い価格の安いものもみられるようになっている。判定したものと違う本人が希望するものを差額自己負担で購入することを認めている自治体もあり、基準額を上げる必要性については慎重に検討する必要がある。
【算定】P70「その他（補聴器）」基準額 最少額 34,200～最大額 120,000 【検討】「3. 補聴器について」 →補聴器の基準価格については、毎年型式ごとに価格調査を行い、最低価格を採用	
b. 標準耳掛式63,000円、高度難聴用耳掛式98,000円ぐらいにすべきである。 【算定】P71「その他（補聴器）」 →高度難聴用耳かけ型（43,900）	
c. 補聴器の両耳装用について、眼鏡は左右一対で一具として支給されるのに、補聴器はなぜ片側で一具なのかという意見をいただく。	補聴器はなぜ片側で一具なのかという意見をいただくが、聴覚障害の認定基準が聴力の良い方（片側）を基準にしていることから、補聴器の支給（補聴効果が見込まれる良い方の障害の軽減）も片側を原則としている。更生相談所の判定で真に必要な方には両耳装用を認めているので、現行のままで対応可能と思われる。
【算定】P69「その他（眼鏡）備考」「備考：価格はレンズ2枚1組」 【指針】「第2項（4）」補装具の個数について →原則として1種目につき1個であるが、身体障害者・児の障害の状況を勘案し、職業又は教育上特に必要と認められた場合は、2個とすることができること	

課題及び要望、提案等	整理対応案等
参考資料	
<p>d. 教育的・職能的理由は特になくても耳あな型を希望されるケースが多い。 ほとんどのの方が耳穴型、耳かけ型を希望される。</p>	<p>耳あな型補聴器は、外観だけでなく、自然に近い聴こえ、受話器、携帯電話が使用しやすいなどメリットがある。ポケット型及び耳かけ型補聴器の使用が困難で真に必要な者、ヘルメットの使用など古くからある対象者の要件を見直す必要がある。</p>
<p>【指針】別表「補聴器／耳あな型」 →ポケット型及び耳かけ型補聴器の使用が困難で真に必要な者</p>	
<p>e. 補聴器に関して、「耐用年数の5年は長い」との声が少なくない。 補聴器4年⇒5年になり、やはり4年の方が良い。</p>	<p>補聴器の耐用年数を見直すには5年では長いという根拠が必要である。ケースバイケースであり、現行の制度下でも障害状況の変化に応じて必要であれば耐用年数内でも対応可能である。</p>
<p>【算定】P71「補聴器耐用年数（5年）」</p>	
<p>f. 補聴器は汗による故障が多いが修理金額が高額な場合、耐用年数が延びることがある</p>	
<p>g. イヤモールド（耳栓）破損した場合、修理が出来るように項目が欲しい</p>	<p>修理基準にない修理が必要であれば、業者と相談の上、各更生相談所、各自治体の判断で適切な価格で修理対応して差し支えない。</p>
<p>【算定】P100「その他（補聴器）」 →イヤモールド交換（9,000） 修理の該当項目はなし</p>	
<p>h. 耳せんのクリーニング、内部の断線修理などが修理項目にない</p>	
<p>【算定】P101「その他（補聴器）」 →耳栓の修理及びクリーニングの該当項目なし</p>	<p>耳あな型アンプ組立交換、重度難聴用耳かけ型アンプ組立交換、眼鏡型アンプ組立交換の基準額（2～3万円台）はあるが、ポケット型にはその項目はない。ポケット型のアンプ組立交換修理が必要な場合、基準表になくとも前者の基準額を準用することは可能である。</p>
<p>i. ポケット型アンプ組立交換が修理基準表にない。 【算定】P98「その他（補聴器）」 →ポケット型アンプ組立交換の該当項目なし 【QA】Q4「修理基準が示されていない場合の基準額について」 →他の類似種目の修理部位等を参考とし、又はそれらの個々について原価計算による見積りもしくは市場価格に基づく適正な額を決定し、修理に要する費用として支給できることとしている。（平成22年3月31日「補装具費支給事務取扱指針の一部改正について」）</p>	
<p>j. 電池交換の公費支給希望 補聴器用空気電池を修理項目に追加して欲しい。</p>	<p>補聴器の電池交換は、以前は補聴器の修理基準にあったものである。現在は日常生活用具での対応である。</p>
<p>【算定】P98「その他（補聴器）」 →電池交換の該当項目なし</p>	

課題及び要望、提案等	整理対応案等
参考資料	
<p>k. 身体障害者手帳に該当しない難聴児への補聴器給付を行ってほしい。</p> <p>【身体障害者福祉法施策規則 別表第5号 身体障害者障害程度等級表】 →聴覚障害6級「(1) 両耳の聴力レベルが 70dB 以上のもの」「(2) 一側耳の聴力レベルが 90db 以上、他側耳の聴力レベルが 50db 以上のもの」</p>	<p>身体障害者手帳に該当しない難聴児への補聴器給付については、自治体によっては既に助成制度を設け対応しているところもある。今後、「市町村振興総合補助金交付事業」を活用して本助成制度（県1/3、市町村1/3、本人1/3）を設ける自治体も増えると思われる。</p>
<p>l. 聴覚の不自由さがあるものの身体障害者手帳の認定基準に該当しない人たちから、公費支給の要望がある。</p>	<p>公費による補装具費支給には手帳取得が前提である。ただし、聴覚6級に満たない聴力の方でも生活障害があることから認定基準の見直しを検討する必要がある。</p>
<p>→1-k 参照</p>	
<p>m. 聴覚障害6級の判定は「両耳70db以上」「60db以上」からが望ましい</p>	
<p>→1-k 参照</p>	<p>デジタル補聴器の開発、普及に伴い、デジタル補聴器を基準の型式に入れることを検討する必要があると思われる。その際、誰にでも認められるものではなく、対象者の要件を明確にする必要がある。</p>
<p>n. 補聴器の種類をアナログでなくデジタルにしてほしい。</p>	
<p>【検討】「3. 補聴器について」 →現在の基準価格はアナログ式を前提に設定している。 →今後支給対象者の明確化を図るとともに、調整に要する時間や人件費単価等を踏まえた加算を設けることを検討する必要がある。</p>	
<p>o. 集団補聴システムに関連して耳掛型からTコイルがないものが増えている</p>	<p>FM補聴器、Bluetooth対応補聴器などが開発され、テレコイル対応補聴器が減少していると思われる。</p>
<p>→近年の傾向として耳掛型の需要がないのか</p>	
<p>p. 補聴器として人工内耳の申請があった。</p>	<p>原則として人工内耳に関するものは医療保険での対応となる。必要に応じて自立支援医療（更生医療）で対応できるので補装具費支給制度で対応すべきものではない。</p>
<p>→人工内耳は埋め込み手術が必要なため、医療行為となり、補装具費の対象とはならない。</p>	
<p>q. 人工内耳音声信号装置の品目追加</p>	<p>人工内耳に関する付属品等は、定義上補装具の範疇ではない。医療保険や日常生活用具で対応すべきである。</p>
<p>→1-p 参照</p>	
<p>r. 人工内耳装用の方から、スピーチプロセッサの助成制度について要望</p>	
<p>→現在、スピーチプロセッサの交換等は基準にない →自治体によっては対象としているところもある</p>	

課題及び要望、提案等	整理対応案等
参考資料	
<p>s. 防水型補聴器も支給対象品種にして欲しい。</p> <p>【算定】P71「その他（補聴器）」 →防水型補聴器の該当項目なし</p>	<p>防水型補聴器など基準にない構造、型式の場合であっても職業上必要性が認められれば特例補装具として扱うこととなる。特殊なものであり、あえて基準に入れる必要はない。</p>
<p>t. 平成22年から、基準額（120,000円）の範囲内で扱われている骨導式補聴器が、どのメーカーにも存在しない状態が続いている。</p>	<p>骨導式補聴器の販売価格と基準額の間には大きな乖離がある場合は、実態を調査し、基準額の見直しの参考にする必要がある。</p>
<p>u. 骨導型の申請時にカチューシャタイプになるケースが多いが、眼鏡型に準じた申請になり差額負担が多いといわれる。</p> <p>→例）同一メーカーの場合、眼鏡タイプ（240,000）、カチューシャタイプ（180,000）</p> <p>【算定】P71「補聴器（骨導式眼鏡型（120,000）」 →カチューシャ型の該当種目なし →申請の場合は眼鏡型で申請しているということか</p>	
<p>v. カチューシャ型の骨導補聴器支給手段がない。</p> <p>1-u 参照</p>	<p>現行ではカチューシャ型の骨導補聴器の基準額は定められていない。現場での支給が多くなれば型式の追加、基準額の設定の必要性があると思われる。</p>
<p>w. 未就学児の早期イヤモード再作製希望</p> <p>【算定】P70「その他（補聴器）備考欄」 →身体の障害により、イヤモードを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。</p>	<p>未就学児の早期イヤモード再作製希望は、必要性に応じて修理が認められると思われる。</p>
<p>x. イヤホンクロスでの申請（乳幼児）</p> <p>【算定】P70「その他（補聴器）」 →イヤホンクロスの該当項目なし →イヤホンクロス：乳幼児等耳かけ型補聴器を安定して、耳にかけておけない場合などにイヤホンコード及びイヤホンを接続し使用するもの。（HP）</p>	<p>イヤホンクロスの使用期間は乳幼児期等一定の期間に限定されると思われる。必要性が認められれば特例補装具での対応となる。</p>

2. 歩行器

課題及び要望、提案等	整理対応案等
参考資料	
<p>a. 歩行器に内転防止プレートの修理基準額がない。</p> <p>【算定】P109「その他（歩行器）」 → 内転防止プレート該当項目なし</p> <p>【QA】Q4「修理基準が示されていない場合の基準額について」 →他の類似種目の修理部位等を参考とし、又はそれらの個々について原価計算による見積りもしくは市場価格に基づく適正な額を決定し、修理に要する費用として支給できることとしている。（平成22年3月31日「補装具費支給事務取扱指針の一部改正について」）</p>	<p>多機能な歩行器が開発され、歩行器の構造も変化してきていることから、修理基準項目の見直しが必要である。</p>
<p>b. シルバーカー類の相談が多い。</p> <p>→補装具の種目に該当なし →基本構造は車輪型のみ記述されているため、市町村で判断時に苦慮する。</p>	<p>対象者の要件、基本構造等歩行器とシルバーカーなど高齢者用歩行車との違いを基準等に明記する必要がある。</p>
<p>c. 歩行器の基準額の引き上げ、基準に付属品を追加してほしい。</p> <p>【算定】P77～78「その他（歩行器）」 →価格（固定型：22,000～六輪型：63,100）</p>	<p>姿勢保持機能のある高額な歩行器が開発されている。加算額では対応できなくなっており、通常の歩行器と高機能歩行器で名称・型式を整理し直す必要がある。</p>

3. 車椅子・電動車椅子

課題及び要望、提案等 参考資料	整理対応案等
<p>a. 車椅子と座位保持装置（車椅子フレーム）がそれぞれ最新型となると、ほぼ同じものが出来ることがある。装具の品目や修理基準の品目の見直しをしてほしい。</p> <p>【算定】P72「その他（車椅子）」 →座位保持装置の完成用部品をクッションとして用いる必要がある場合には、加算可能</p> <p>【算定】P64「座位保持装置」（ウ）構造フレーム →車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は車椅子及び電動車椅子の価格を基準価格とする。ただし、座位保持装置として製作する部分が重複することとなる部分については、（中略）これを控除すること。また、リクラ・ティルト機構に限り車椅子及び電動車椅子の機構を優先し、座位保持装置側の機構の製作要素加算は行わない。</p>	<p>座位保持機能を備えた車椅子と座位保持装置の構造フレームを車椅子とした場合には、類似の製品となることがあるのは確かである。基準表において車椅子を一つの種目として独立させる必要があるとの意見もある。その際、座位保持機能のある手押し型車椅子、座位保持機能のある電動車椅子と座位保持装置の整理が必要である。</p>
<p>b. 電動車椅子の耐用年数が4年⇒5年⇒6年と長くなって更新できない。 車椅子の耐用年数が長すぎるため（6年）作り直すことが難しい。 車椅子などについて、成長時期の児童についてはもう少し耐用年数を短くしてほしい。</p> <p>【検討】P8「（3）車椅子の耐用年数の見直し」 →「5年で使用不能になる車椅子はほとんどない」「JIS認証により耐久性向上の環境が整備された」「モジュラータイプが主流になり部品交換で対応できる」 ※ただし、再支給の必要が生じれば耐用年数の到来前でも再支給可。</p>	<p>耐用年数は使用期間の目安であって、再支給の必要性が生じれば耐用年数の到来前でも再支給可能である。</p>
<p>c. 事務取扱指針別表に記載してある車椅子、付属品の対象者例として不適切、限定しすぎ、内容不足の項目がある。</p>	<p>対象者例として記載しているものはあくまでも例であって、摘要を限定しているのではなく、個別に対応すべきと考える。</p>
<p>d. 電動車椅子で、6輪車等高性能の機種の場合、室内で使い易い6輪を希望するケースが多い</p> <p>【要領】P54「対象者例6輪構造」 →職場や家屋が狭隘な場合 →修理基準では、6輪構造部品交換 34,720)</p>	<p>6輪構造の車椅子はかつて特例補装具として扱われていたが、6輪構造部品交換の修理基準が追加されたため、基準内車椅子として取り扱うこととなった。6輪の電動車椅子も基準内で扱うのが原則である。価格的に基準内で扱うことができないものを希望する場合は差額自己負担か、様々な観点から真に必要性が認められる場合は、特例補装具の扱いとなる。</p>

課題及び要望、提案等	整理対応案等
参考資料	
<p>e. 中輪駆動前後自在輪を認めてほしい。</p> <p>【算定】P72「その他（車椅子）」基本構造（普通型） →原則として折りたたみ式で大車輪が後方にあるもの。JIS T9201-1998 又は JIS T9201-2006 による。</p>	<p>中輪駆動前後自在輪の車椅子は6輪型車椅子として扱うことが可能である。また、考え方として構造が当てはまらないと判断する場合であっても、真に必要性が認められれば特例補装具として扱うことも可能である。</p>
<p>f. 簡易型切替式電動車椅子を手動式に切り替えた場合、筋力が弱いので操作が難しい。車椅子普通型を電動車椅子と併用で交付してほしい。</p> <p>【指針】「第2項（4）」補装具の個数について →原則として1種目につき1個であるが、身体障害者・児の障害の状況を勘案し、職業又は教育上特に必要と認めた場合は、2個とすることができること</p>	<p>電動車椅子と普通型車椅子の併用は生活スタイルによってあり得る。各更生相談所の判断によるが、使用場所による使い分けが真に必要であれば認められる場合もある。</p>
<p>g. 電動車椅子（簡易型）について、手動兼用以外のケースも適用を認めてほしい。軽量であり、車への積込みや室内での使用等がしやすいというメリットがある。</p> <p>【算定】P75「その他（電動車椅子）」基本構造 →車椅子に電動駆動装置や制御装置を取り付けた簡便なもの</p>	<p>簡易型という名称から手動兼用型となり、その後、再び簡易型に戻した経緯がある。上肢駆動の可能性がなくても、軽量、持ち運びが必要という理由で支給が可能である。</p>
<p>h. 簡易型ユニットを利用した完成品電動車椅子が「簡易型」としか認められない。（切替式でないのに）</p> <p>【算定】P74「その他（電動車椅子）」普通型（314,000）、上記製品（390,000） JISの規定に合致しないので、簡易型のみということか</p>	<p>自治体によって考え方が異なる可能性があるが、簡易型ユニットを利用した完成品電動車椅子は普通型電動車椅子として扱い、314,000円+外部充電器、バッテリー加算、ACサーボモーター加算、電磁ブレーキ等を加算し、定価額を上限として価格調整が可能である。</p>
<p>i. 体重が100kgを超えると電動車椅子など国産ではむずかしい。</p>	<p>過体重を理由に国産で対応できない場合は外国製とならざるを得ず、基準額で対応できない場合は特例補装具となる。</p>
<p>j. 鉄製の車椅子を基準にせず、アルミ製を基準とするのが実情に適している。</p> <p>【検討】「3. 価格改定等の考え方」</p>	<p>鉄製を基本とした時代にはアルミ加算という考え方もあったが、現行の基準額はアルミ製車椅子の市場調査で決められているものである。</p>
<p>k. 手押し型等の車椅子に電動ユニットをつけたタイプの簡易型電動車椅子の基準が欲しい。</p>	<p>手押し型等の車椅子に電動ユニットをつけたタイプの簡易型電動車椅子の基準については、検討する必要がある。</p>

課題及び要望、提案等	整理対応案等
参考資料	
l. 車椅子の手押し（B）に関する記述を現行の状態に合わせてほしい。手押し（B）のほとんどの機種が姿勢交換機能を備えている。	車椅子の基本構造は、現在普及している車椅子の構造を表すものではなく、特別な機能がない標準的なものを示している。
【算定】P74「その他（車椅子）」手押し型B →介助者が押して駆動するもの。小車輪だけのもの。リクラ・ティルトの手押し型の記述では「その他手押しAと同じ」と記述があり、Bは該当しない。	
m. 車椅子手押し型におけるA・Bの撤廃が必要。	
リクライニング・ティルト・リクティルの説明が、「…その他は手押し型Aと同じ」と表記されているため、大車輪が無い車椅子は手押し型B（基準額 81,000 円）として一律扱われてしまっている。	
n. 普通型車椅子を利用している児童について、足こぎ型車椅子を給付対象としてほしい。	補装具の支給は1種目につき1個である。普通型車椅子を利用している場合に2台目の車椅子は原則として認められない。認める場合も足漕ぎ型車椅子がなければ生活・就学が極めて困難であるという必然的な要件が求められる。真に必要なかどうかを見極めるために直接判定、デモ機の試用などを経て判定すべきものであり、特例補装具となる。
【特事】P19「複数個支給・目的疑義事例への考え方」 →補装具費支給事務取扱指針[通知第1-1(1)：市町村は（中略）身体障害児については、心身の発育家庭の特殊性を十分考慮する必要があること]について、複数個支給について明記された内容でないが、（中略）「補装具等についての技術的専門機関」の意見を得た上で、「複数個支給」について考慮する状況は考えられるとしている。	
o. 3年前までは特例扱いながらチルト式手押し型が155,000円、チルトリクライニング式手押し型が200,000円で見積を提出しておりました。現在のチルト式128,000円、チルトリクライニング式153,000円の金額では首都圏など地価が高く人件費も高い地域で営業をしいていくことが厳しい金額であります。	車椅子に限らず基準額は、市場調査に基づいて設定されていることを理解する必要がある。
【算定】P74「その他（車椅子）」 →リクライニング式手押し型（114,000） リクライニング・ティルト式手押し型（153,000） →独自ルールとの比較か	
p. 近年の実態に合ったレディーメイドの価格基準の設定の見直しが必要。	レディーメイド価格は特別な機能のない標準的な車椅子を想定したものである。高機能既製品の車椅子の場合は必要な機能については修理基準により機能加算をすることで価格調整を行うことが可能である。
・車椅子制度におけるレディーメイド価格(75%価格)は、低機能・大量生産による低価格製品をもとに考えられたと思われる。しかし近年メーカー各社の開発が進み、適合性・安全性に十分考慮された高機能製品(レディーメイド)が多数出てきている。これらの新しく開発された高機能製品の多くは、レディーメイドの価格ルールでは購入できないことが起きている。	

課題及び要望、提案等	整理対応案等
参考資料	
q. ストレッチャー型の価格基準が無く、機能が複雑化している。現状の価格読み替えでは対応不可。	ストレッチャータイプの車椅子は特例補装具として扱い、価格も見合ったものを算定する。
r. クッション交換で座位保持装置の完成用部品を求められることが多い。	体幹筋力の低下等により、座位保持装置の完成用部品をクッションとして用いる必要がある場合には、別に定めるところにより加算することが認められている。判断に困る場合は、直接判定や情報収集等で真に必要なかどうかを見極めることで対応することが求められる。
<p>【算定】P101「その他（車椅子）」 →特殊形状クッション（骨盤・大腿部サポート 20,790）完成用部品（骨盤・大腿部 22,700）</p> <p>【算定】P72「その他（車椅子）備考欄」 →体幹筋力の低下等により、座位保持装置の完成用部品をクッションとして用いる必要がある場合には、別に定めるところにより加算すること。（平成22年度改正）</p>	
s. 電動車椅子のパワーステアリングを許可してほしい	パワーステアリングの機能が使用環境を勘案し、就労、生活上等で真に必要な場合は特例補装具として扱うことが可能である。
<p>【要領】P56「電動車椅子 対象者例」 →「悪路での使用が多い場合、不随意運動等による操作不安定が、これにより解消する場合」、構造「前輪を自在輪とせず、電動で操作する構造のもの」</p>	
t. 基準額にない物をサービスとして要求される（カバンかけ等）	基準にない付属品を要求される場合、必要性があれば特例の付属品で扱い、単なる便利対応なら自己負担を請求してよいと思われる。
<p>【指針】「第1基本的事項」 →支給の目的にそぐわないのではないか</p>	
u. 生活のほぼ全てに電動車椅子を利用している方から、バッテリーが切れた時の不安から交互に充電する目的で予備のバッテリーとして2台申請がある	通勤、通所に要する移動距離や坂道などの環境因子も確かめ、1個のバッテリーではその走行距離がほぼ毎日のように不足することを確認する必要がある。判定は直接判定とし、情報収集等で真に必要なかどうかを見極めることで対応することが求められる。
<p>【算定】P107「その他（電動車椅子）」 →予備バッテリーの該当項目なし</p>	

課題及び要望、提案等	整理対応案等
参考資料	
<p>v. リチウムバッテリーの申請がでている。</p>	<p>リチウムイオンバッテリーの申請に対しては、これまでの電動車椅子の使用実態を把握することが必要である。通勤、通所に要する移動距離や坂道などの環境因子も確かめ、1個のニッケル水素電池の容量ではその走行距離がほぼ毎日のように不足すること、2個のニッケル水素電池を用意したとしても身体機能等から移動中の電池交換が困難であること、などを確認する必要がある。判定は直接判定とし、支給は特例補装具扱いとなる。</p>
<p>w. 車椅子の修理項目に追加して欲しい項目がある。</p> <p>・角度調整用部品電動式（64,500円）、バッテリー（マイコン内蔵型ニッケル水素電池）（54,000円）、外部充電器（簡易型）（25,000円）</p>	<p>車椅子の修理基準が細分化されたが、不足している部分は、今後基準改正が必要である。</p>
<p>x. 車椅子の押し手グリップやブレーキレバーなどをはじめ、項目にないものが多い</p> <p>【QA】Q4「修理基準が示されていない場合の基準額について」 →他の類似種目の修理部位等を参考とし、又はそれらの個々について原価計算による見積りもしくは市場価格に基づく適正な額を決定し、修理に要する費用として支給できるとしている。（平成22年3月31日「補装具費支給事務取扱指針の一部改正について」）</p>	<p>ブレーキレバーのみの修理が必要な場合は、延長用ブレーキアーム交換価格の準用など適切な価格で対応する。押し手グリップをR型から直角にする理由が認められる場合は、適切な価格で特例として対応することになる。</p>
<p>y. 車椅子、電動車椅子の照明、バックミラーが基準にない</p> <p>【算定】P72～76「その他（車椅子）」 →照明、バックミラーの該当項目なし</p> <p>【QA】Q4「修理基準が示されていない場合の基準額について」 →他の類似種目の修理部位等を参考とし、又はそれらの個々について原価計算による見積りもしくは市場価格に基づく適正な額を決定し、修理に要する費用として支給できるとしている。（平成22年3月31日「補装具費支給事務取扱指針の一部改正について」）</p>	<p>基本的にバックミラーや照明は自費購入する付属品である。就労、通学、通所等で真に必要性が認められる場合は特例補装具の扱いとなる。</p>
<p>z. 車椅子の体幹を保持するためのパッド等の算定基準がない。</p> <p>【算定】P101「その他（車椅子）」 バックサポートは記述があるが、パッドは該当項目なし</p>	<p>車椅子の付属品として体幹を保持するためのパッドが必要な場合は、クッション交換（3,400円）を準用することも可能である。</p>

課題及び要望、提案等	整理対応案等
参考資料	
aa. 車椅子・電動車椅子に、各部の調節機構（背高さ・座奥行き・肘掛高さ等）が加わりましたが、修理基準に座位保持装置のような調整項目がありません。	修理基準にある部品等の交換額に加え調節機構を設ける必要はないと考える。
【算定】P67「座位保持装置 調節機構」	
bb. 車椅子に溶接の項目が無い。	
	車椅子の修理において殻構造義肢・装具と同様に溶接価格を設定する必要性についても検討課題である。
cc. オーダーメイド車椅子に採寸料の項目が無い。	
	車椅子の判定においてサイズの決定には慎重かつ労力を要するところである。採寸料の必要性は今後の検討課題とすべきである。
dd. レディメイドの車椅子についてメーカーでオープン価格としている場合があり、附属品の加算をどこまで認めてよいか分からない。	
	既製品の車椅子に付属した機能の加算を全て認めるのではなく、身体状況、環境因子等を把握して真に必要な機能だけを認めるのが原則である。判断に困る場合は、直接判定や情報収集等でそれぞれの機能が真に必要なかどうかを見極めることで対応することが求められる。欲しい車椅子と必要な車椅子を見極めることが重要である。
ee. 車椅子キャスター（小）の価格が低い	
【算定】P103「その他（車椅子）」	
→キャスター（小） 5,800	
ff. 手入れ防止用（泥除け延長型）転倒防止バー（キャスター付折りたたみ無し） 背張りの調整と背クッションの併用ができない。	車椅子、電動車椅子、その構成部品の価格は市場調査を踏まえて決定しているものである。キャスター、バックサポート背折れ機構等の基準額等が実際に安過ぎるのか否かは検討の余地がある。
gg. 電動車椅子のリクライニング式やリフト式は製品の種類が少なく、基準額が低い	
【算定】P75「その他（電動車椅子）」	
→リクライニング式（普通型 343,500・電動普通型 440,000・電動テイルト式普通型 982,000）電動リフト式普通型（701,400）	
hh. 車椅子の背折れ機構は左右2箇所の子部品であり、基準額が低すぎる。	
【算定】P101「その他（車椅子）」	
→背折れ機構部品 5,800	

4. 義肢

課題及び要望、提案等 参考資料	整理対応案等
<p>a. 筋電義手が使いたい。</p> <p>【QA】「Q3」参照 →義肢等に使用されている完成用部品は、(中略)適合判定に苦慮するところである。A「対象者を限定するなど、一律に判断基準を示すことは選択の幅を狭めることとなるため、難しいと考える。</p> <p>【指針】「第2 具体的事項(2) 特例補装具の支給について」</p>	<p>筋電義手については、判定、支給、フォローのシステムの確立も含め今後の課題である。</p>
<p>b. 義足作成の際、高機能(高額)な膝継手を使いたいとの要望があった。</p> <p>【特事】P89「高機能膝継手の判定困難事例 特記事項」 →欲しいという訴えだけで処方することは好ましくなく、使用状況の直接確認を行った上に、同等安価の考えで相談者のニーズに対応した処方を決定する必要がある。</p>	<p>適応があるか否かについては、更生相談所で直接判定して判断するものである。</p>
<p>c. 完成用部品に記載されているのにそのパーツを希望することが出来ない。例・骨格構造義足の膝継手など。</p> <p>【特事】P89「高機能膝継手の判定困難事例 特記事項」 →欲しいという訴えだけで処方することは好ましくなく、使用状況の直接確認を行った上に、同等安価の考えで相談者のニーズに対応した処方を決定する必要がある。</p>	<p>完成用部品が基準にあるからといって認められるものではない。希望=欲しいと必要性は異なることを理解して、公費で作製する以上、同等安価で完成用部品を選択すべきである。</p>
<p>d. 義肢モジュラー式においては、5年経過後であっても作り替えが認められていない。</p> <p>【算定】P34「骨格構造義肢」 →モジュラー式についての取り扱いが?なのか ※義肢モジュラー式：互換性を持つさまざまな部品(モジュール)から成る骨格構造義肢のことで、短時間で組み立てたり、分解することが可能。</p>	<p>骨格構造義肢については、部品の交換のみによっては、その後の適正な使用が真に困難な場合又は部品の交換によることよりも再支給を行うことの方が真に合理的・効果的であると認められる場合にあっては、再支給して差し支えないこと(取扱指針)とされている。数年は部品交換で対応してきても、どこかで全部再支給のタイミングはあり得るものである。</p>
<p>e. 修理に設定されていない部位がある(義肢のB-5, 6など)。</p> <p>【要領】P4「殻構造義肢 b義足」 【基準】P82「2 修理基準」</p>	<p>殻構造義肢のB-5, 6のソケット修理が項目にないのは、構造上から修理対応ではなく再支給で対応することになるからと理解している。</p>
<p>f. 手指義手をスポンジ等で手造りした時に算定項目がない。</p> <p>【算定】P16「義肢 工製作要素価格」 →製作要素価格A-7(皮革:3,800 熱硬化性樹脂:3,850 熱可逆性樹脂 3,300)</p>	<p>手指義手をスポンジ等で手造りした場合、適切な価格で特例補装具として対応することも可能である。</p>

課題及び要望、提案等	整理対応案等
参考資料	
g. 骨格構造義足の完成用部品の構成している小部品を交換する際、算定基準がない。殻構造のような部品の基準が必要である。	骨格構造義足の完成用部品の修理基準に、どのような小部品を算定すべきか検討する必要がある。
【算定】P89「殻構造義肢 カ 完成用部品の交換」	
h. 義足ソケット製作に関して、必ずガラス繊維やカーボンを使用しているのにカーボンストッキネットしか費用請求できない。	更生相談所の判定で必要性が認められ、ガラス繊維やカーボンの使用を処方指示されたのであれば費用が認められる余地はあるが、指示なく業者独自の判断で作製しているのであれば業者サービスとなる。
【算定】P17「義肢 エ製作要素価格 備考」	
→(ア)ソケットB-2「主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、16,200円増しとする	
i. 断端周径変化の多い人で、ソフトインサート及び、ソケットの調整時に、たびたび、その修理代を公費で請求しにくい。	術後等の断端周径変化の多い人に対するソケット調整、体型の変化やむくみなどの体質の変化による補装具の調整については、アフターケアの一環として業者サービスで対応されていることが多いと思われる。調整内容の大小にもよるが費用を請求し、認められるか否かはケースバイケースである。
【要領】「第1算定等に関する取扱い」	
→義肢の価格体系 ①基本価格+②製作要素価格+③完成用部品価格	
ソフトインサート及びソケットは②に該当する。	
【基準】「キ ソケットの調整」	
→ソケットの調整(7,000)	
※断端周辺変化：断端とは切断部(ソケットと接する部分)。例えば過剰な肥満に伴う体重変化は断端周径を大きく変化させ、義肢の不適合の原因になる。	
上記のような症状の場合にはソケットの調整が頻繁に必要なになる。(論文：国リハ山崎氏)	
j. 体型の変化やむくみなどの体質の変化による補装具の調整は、修理項目に記載がなく、無料で行っている。	

5. 装具

課題及び要望、提案等 参考資料	整理対応案等
<p>a. 短下肢装具（シューホン）と靴型装具の同時支給を認めてほしい</p> <p>【指針】「第2項（4）」補装具の個数について →原則として1種目につき1個であるが、身体障害者・児の障害の状況を勘案し、職業又は教育上特に必要と認めた場合は、2個とすることができること ※シューホン：足首やふくらはぎの後方を覆うプラスチック製の短下肢装具のこと。</p>	<p>装具の上に履く靴が市販品では対応できない場合は、生活状況を勘案し、必要に応じて靴型装具としての支給も認められる。装具のオーバーシューズとして開発された既製靴を標準靴として扱っている自治体もある。</p>
<p>b. 靴型装具については、1足でやりくりするのが難しい</p> <p>【指針】「第2項（4）」補装具の個数について →原則として1種目につき1個であるが、身体障害者・児の障害の状況を勘案し、職業又は教育上特に必要と認めた場合は、2個とすることができること 【算定】P58「装具 耐用年数：1. 5年」</p>	<p>活動性にもよるが、耐用年数内であっても靴の修理が不可能な場合は必要に応じて再支給が可能である。また、屋内生活や就労でも必要な場合は、屋内用と屋外用として2足の支給が認められることもある。</p>
<p>c. ポリオ用の下肢装具など、軽量化のためFRP製の装具を作製する場合等、仮装具を製作することが必要となるが、仮装具の経費は対象外なので作製が難しい。</p> <p>→仮装具に関する加算の該当項目なし</p>	<p>特別な材料で軽量化を図ることが真に認められ、製作過程で仮装具の必要性があれば、仮装具作製費用も含めて特例補装具として対応することとなる。</p>
<p>d. 義手・義足等の直接肌と接触する装具について、職業上や日常生活において耐用年数内での再給付を希望されることが多い。</p> <p>【算定】P58「力 耐用年数」</p>	<p>義手・義足等の直接肌と接触する補装具については、職業の内容や生活状況によっては汚れや破損が激しい場合があるとと思われる。耐用年数内であっても必要に応じて再支給は可能である。</p>
<p>e. 頸椎装具について、ベルトが劣化してしまうが、取替え不能であり再支給の申請があった</p>	
<p>f. 手装具（上肢装具）軟性の場合、毎日手に付ける物なので、2～3年ももたないと言われる。</p> <p>【算定】P59「装具 耐用年数 上肢装具」</p>	
<p>g. 靴型装具の耐用年数について、健常者の一般の靴でも、毎日履けば、1年も待たない。</p> <p>【算定】P58「装具 耐用年数：1. 5年」</p>	
<p>h. 肩・肘・手・膝の耐用年数が長すぎる（軟性）</p> <p>【算定】P59「装具 耐用年数 上肢装具」</p>	

課題及び要望、提案等	整理対応案等
参考資料	
i. 下肢装具のカバーシューズについて、子どもは足の成長に伴い買い替えが必要なので、補助の対象にしてほしい。	装具のオーバーシューズとして開発された既製靴を認めるか否かは、自治体によって取り扱いが異なる場合がある。基準として取り入れるかは検討を要する。市販の靴が履けない場合で個別に製作する場合は靴型装具での対応、装具のために開発された既製靴であれば標準靴で対応する場合もある。
【算定】P35「装具」 →カバーシューズの項目なし ※カバーシューズ：下肢装具の上から履くシューズ	
j. 申請者はプラスチック装具製作後、靴がないと訴える人が多数いる。	
5-i 参照	
k. 足底装具のアーチサポートとメタタルザルサポートは統一して良いが逆に増加してほしい。	足底装具、体幹装具、上肢装具、靴型装具とも基準にない構造等のものが現場で作製されているのは確かである。今後、基準改正が必要である。
l. 体幹装具は「半硬性」手背屈装具は「軟性」と対立装具 & 「拇指外転装具」靴型装具では「靴の内部での補正」など等が必要である。	
m. 長下肢装具の支持部にカーボン製のものを希望。	軽量化を図るためにカーボン製のものが真に必要と判断された場合は、特例補装具の対応となる。
【算定】P48「装具 b支持部」参照 →下腿支持部 A半月、B皮革等、Cモールドの3種類	
n. 下肢装具に熱硬塑性樹脂使用時に、カーボンストッキネット加算項目がないので、使用できない。	装具支持部の軽量化、強度化等を目的にカーボンストッキネットを使用することが真に必要であると認められた場合は特例補装具での対応となる。価格は義足のカーボンストッキネット加算額を準用するなど、更生相談所と相談の上、考えられる適正価格で対応することとなる。
【算定】P35「(3)装具」 →義肢の場合は加算有(4-g参照)	
o. 付属品などの加算要素に「アーチサポート」を追加して欲しい	
【算定】P57「装具 その他加算要素」	アーチサポートは、一般的には採型、モールドの価格の中で対応するものである。ただし、後から追加する場合もあり、加算要素に加える必要性があると思われる。
p. 体幹・上肢にはサンドイッチ構造があるのに下肢には無い	サンドイッチ構造の項目は確かに下肢装具にもあって良いと思われる。
【算定】P48「下肢 b支持部 備考欄」 →モールドサンドイッチ構造の価格がない	

課題及び要望、提案等	整理対応案等
参考資料	
q. 義肢の修理基準（ソケットの調整）のように、装具でも「支持部の調整」という基準を設けられないか？	装具を作製する際に支持部を調整した装具を提供するのが当たり前のことと思われ、調整額は基本価格に含まれていると考えるのが妥当である。
【算定】P82「義肢」、P96「(3)装具」 →義肢の場合：ソケットの調整「断端の変化に対しソケットを調整した場合に、7,000円をもって修理価格とすること	
r. 支柱や本体のクリアランス調整等は修理申請項目にない	支柱や本体のクリアランス調整等はほとんどサービスで行われてきている。検討の余地はあるが、材料を使用しない調整は算定が難しいと思われる。
【算定】P96「(3)装具」 →該当なし	
s. 手造りの足部の（サッチ足部）算定ができるようにしたい	手造りの足部の（サッチ足部）算定は、更生相談所と相談の上、考えられる適正価格で対応する必要がある。
⇒【算定】P48「装具 C その他加算要素」	
t. 補装具の修理項目にない修理に関して、詳細な見解が得られない（例えば、足部覆いの当てしろ交換など）	装具の細かい修理に対して修理項目がないのは事実である。更生相談所と相談の上、考えられる適正価格で対応することとなる。今後、修理基準を含め、製作要素等基準項目の内容につき検討、整理が必要である。
u. 補正靴等フックの交換、靴紐の交換が修理項目に無い。	
v. 小さな修理が多い中、足底のアーチの高さの変更をしたり、マジックバンド本体ではなくバンドを通す環の方の交換したりと、該当する項目がなく、自費での修理又は自社負担となる場合がある。	
w. 最近は美錠ベルトの使用が少なくベルクロを使用することが多い従って角カンの交換の項目が無い。	
※ベルクロ：面ファスナー（マジックテープ） ※角カン：ベルトに使用される四角い金属	

課題及び要望、提案等	整理対応案等
参考資料	
<p>x. 支柱の化粧皮交換、T. Yストラップの切断、継手周辺など音を消す調整、義足や装具のソケットの割れ補修、ポリウム調整による革張り、ネジ類・バネ・Tストラップの交換、補装具支持部（カフバンド・コルセット）等の部分修理（皮あて）、支柱の修正、プラスチック類の破損、体型に合わない調整、マジックベルト巾3cm、4cmの項目、シューホンプレースのひび割れの修理項目、点検・調整の項目が無い</p>	<p>装具の細かい修理に対して修理項目がないのは事実である。更生相談所と相談の上、考えられる適正価格で対応することとなる。今後、修理基準を含め、製作要素等基準項目の内容につき検討、整理が必要である。</p>
<p>y. 修理で、痛い箇所に対しての補正やスポンジ貼り付けを見積もれない。また溶接やメッキ、完成用部品の修理等も見積もれない。シリコン交換なども手間代が見積もれない。</p>	
<p>【算定】P96「(3)装具 イ 完成用部品の交換 エ 溶接」</p>	
<p>z. 靴型装具の靴ひも交換や周計調整に関して、色々なケースがある為、項目が少なすぎる。</p>	
<p>【算定】P96「(3)装具 オ その他の交換・修理」 →靴型装具 本底交換(7,400)、足底挿板交換(6,700)、半張交換(3,100)、踵交換(1,500)、積上交換(1,150)、底張かけ交換(1,850)、ファスナー交換(2,750)、細革交換(650)</p>	
<p>aa. 上肢装具の完成用部品（B. F. O）の価格が低い →完成用部品の指定について 上肢装具 把持装具用部品（36,500～119,500）</p>	<p>B. F. Oについては、定価額と基準額の乖離があるとの指摘があるが、基準額で扱っている自治体、業者もある。</p>
<p>bb. 短下肢装具足部内張り用に使用する材質が、基準額をオーバーする場合がある。</p>	<p>短下肢装具の足部内張りを使用するクッション材も様々なものが使用されるようになってきており基準額の見直しが必要である。</p>
<p>【算定】P49「装具 その他の加算要素」 →内張り（1,950～1,150）</p>	
<p>cc. 縫製において（カバー）基準内では作製できていない。</p>	
<p>dd. ストーマ装具について、基準額が低い ※ストーマ装具は、平成18年10月から日常生活用具給付等事業へ移行 ※日本オストミー協会 市町村ストーマ補装具給付実態調査報告では、市町村の給付基準額は「7,000～19,900円」</p>	<p>ストーマ用装具は日常生活用具給付等事業での対応である。基準額で不足する場合は、各自治体の裁量で判断することになる。</p>

6. 起立保持具

課題及び要望、提案等	整理対応案等
参考資料	
<p>a. 起立保持具と立位保持具の分類が分かり難い。</p>	<p>起立保持具、立位保持具、起立位で使用する座位保持装置など、基本構造、名称、型式等、文言の整理を含めて基準の見直しが必要と思われる。</p>
<p>b. 給付の基準がわからない。また、基準額内で収まるものがなく、対象者から苦情が発生している。</p> <p>【算定】P77「起立保持具」 →価格（27,400） 基本構造「機能障害の状況に適合させること。」</p>	<p>起立保持具の基準額が実際に使用されているものに見合わないため特例補装具となっている。現在の実情に合うように修正が必要である。</p>
<p>c. 起立保持具について、基準内では安全性が保てない。基準額を上げてほしい。</p>	
<p>d. 起立保持具の算定基準価格が低すぎて、受注を受けることが出来ない。支持部・部品加算式にすることはできないか？</p>	
<p>e. プロンボードを希望</p> <p>【特事】P26「(3) 基準額に見合わないもの」 →基準額に見合わないもの：プロンボード（特例補装具としての取扱い） ※プロンボード：前もたれの姿勢で立つ立位保持具（インターネット検索による価格（180,000～350,000））</p>	<p>体幹保持機能のあるものは歩行器の扱いとなるが、基準額で対応できない製品も多い。今後、基本構造を含めて基準の見直しが必要と思われる。</p>
<p>f. 児童の起立保持具の場合は、基準額が低いため特例補装具になることが多く、交付までに時間がかかる。</p>	
<p>6-b 参照 6-e（特例補装具） 参照</p>	

7. 座位保持装置

課題及び要望、提案等 参考資料	整理対応案等
a. 座位保持装置か車椅子か判別できないものがある。	座位保持機能を付加した車椅子と座位保持装置の区別がつかないことがあるのも事実である。
b. 腹臥位の有効性が評価され、成人で腹臥位装置を作って欲しいとの要望が多い。	腹臥位装置は座位保持装置として支給することになる。ただし、公費で支給するには個数の制限もあるので、他の座位保持装置との使い分けの中で腹臥位装置がどうしても必要か検討を要するものである。
c. 者の車載用シートの要望 【算定】P76「その他（座位保持椅子）備考」 →「障害児に限る。」「車載用のものは40,700円増しとすること。」 【検討】P7「（2）ウ」 →「車載用の座位保持いすについての加算を設ける」	者に対しカーシートが必要な場合、座位保持装置として支給するか、児の基準額を準用し、基準額を超える場合は一律に差額自己負担とするか各更生相談所の判断による。
d. 座位保持椅子「車載用」の基準額が低すぎる。既製品で良く採用されている製品でも、差額が生じてしまう。 7-c 参照	カーシートの既製品を希望する場合、基準額以上は差額自己負担とし、個別作製のものは特例座位保持椅子とする考え方もある。
e. カーシートは別に種目として独立すべき。	カーシートの種目を独立させるよりも座位保持装置に組み込むのが妥当と思われる。
f. 車載用座位保持椅子の修理時に適当な項目が無い 【算定】P97「その他（座位保持いす）」 →購入基準はあるが、修理基準にはない	車載用座位保持椅子の修理時に修理部位に応じて他の種目（座位保持装置、車椅子）の基準額を準用することも考えられる。
g. リフト機能の付いたものの要望がある 【算定】P64「座位保持装置（ウ）構造フレーム」 →基本価格（25,200）構造フレーム（注）「昇降機構を付加する場合は、6,550加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。」 【特事】P64「1-5 使用目的に疑義が生じた事例 特記事項」 →生活上この機能がなければならないという理由が明確であるか慎重に検討する必要がある。	児童で昇降機能のある座位保持装置の希望者が多いとのことであるが、生活上この機能がなければならないという条件が必要である。昇降機能のある座位保持装置の対象者要件を示す必要がある。
h. 児童で座位保持装置（昇降機能）の希望者が多い	
i. 木製のオーダー支持部フレームを要望されることが多い。 【算定】P64「座位保持装置（ウ）構造フレーム」 →木材・金属	座位保持装置の木製構造フレームは、障害状況に合わせて個別に作製するのが基本である。

課題及び要望、提案等	整理対応案等
参考資料	
<p>j. 排泄用の座位保持装置の項目が無い</p> <p>【算定】P61「(4) 座位保持装置」 →排泄の要素が無い</p>	<p>排便補助具での対応も考えられるが、基準額 10,000 円に対応できるかは検討を要する。座位保持機能のある排便補助具であれば、特例の座位保持装置として扱うこととなる。</p>
<p>k. 座位保持装置の例で独立型のテーブルを製作することがありますが、テーブル 11,300 円しか取ることが出来ない。</p> <p>【算定】P65「座位保持装置 (エ) 付属品」 →カットアウトテーブル (11,300)</p>	<p>座位保持装置から分離した独立型テーブルはそもそも認められないものである。</p>
<p>l. 座位保持装置のフレームのオーダー価格が安い。</p> <p>【算定】P64「座位保持装置」 →構造フレーム 基本価格 (25,200)</p>	<p>座位保持装置のオーダー構造フレームの基準額 25,200 円が実際に製作にかかる材料費、工賃等に見合わないか否かは要検討である。</p>
<p>m. 座位保持装置で車椅子フレームに座面背もたれを乗せる際、実際には座シート、背シートの上に座位保持装置を載せるので、価格的に控除するのは実情に合っていません。</p> <p>【算定】P64「座位保持装置 (ウ) 構造フレーム」</p>	<p>車椅子の基準額等を流用する限り、背シートと座シートの控除は決められた事項である。車椅子はオーダーメイドになることが多いと思われるが、その際シートは最初から存在しないので控除が必要である。既製品の車椅子フレームを使用する場合、シートは残っていても支持部として不要なものなので控除すべきである。</p>
<p>n. 特例で認められている 3D ネットを基準に組み込んで欲しい。</p>	<p>3D ネットは材料なので基準に入れるとすると加算額を定めることとなる。現在のところ真に必要性が認められれば特例で扱えるので、基準化は必要ないと考えられる。</p>
<p>o. ヘッドレストの特例が一切認められなくなった。</p> <p>ヘッドサポートマルチが基準価格に入っているため、ヘッドレストの特例は一切認められなくなった。基準に入っているものは特例を認めないという制度は改善すべき。</p>	<p>基準に入っているものは特例を認めないとする考えは、その地区の更生相談所の考え方であって制度ではない。ヘッドレストの特例が一切認められないということではないと思われる。</p>

8. 重度障害者用意思伝達装置

課題及び要望、提案等	整理対応案等
参考資料	
<p>a. 重度障害者用意思伝達装置の「本体修理」が、どこまでの範囲で修理とし見れるのか、また複数箇所修理する場合でも基準額は50,000円なのか、非常にわかりにくい。</p>	<p>重度障害者用意思伝達装置の本体修理は、複数箇所であっても1回の修理につき50,000円までである。修理基準の解釈について説明の追加が必要である。修理個所が複数あって基準額内で対応できない場合は、特例で修理することで対応可能である。</p>
<p>【算定】P109「その他（意思伝達装置）」 →本体修理（50,000）</p>	
<p>b. ALSの方から高額な重度障害者用意思伝達装置視線入力方式の申請があった。</p>	<p>ALS等の進行性疾患の対象者の場合、視線入力が手段となるのは病状も末期であり、本装置の使用期間も短期間になることが予想されることから慎重に判断すべきである。レンタル制度の導入が望まれる。視線入力型意思伝達装置は、労災法では支給対象になっているが自立支援法では支給の対象となっていない。真に必要な場合は、特例補装具での扱いとなる。</p>
<p>【算定】P79「その他（重度障害者用伝達装置）」 →価格（143,000～450,000円）</p>	

9. 眼鏡

課題及び要望、提案等 参考資料	整理対応案等
<p>a. 矯正眼鏡・遮光眼鏡の区分を修正して欲しい</p> <p>→基準額が同じものは、分類を統一して欲しい 矯正眼鏡：10D 以上 20D 未満と 20D 以上がどちらも 24,000 円、遮光眼鏡：6D 未満と 6D 以上 10D 未満、10D 以上 20D 未満、20D 以上が全て 30,000 円</p>	<p>眼鏡の度数区分は基本構造でなされているのであって対象者の要件を示すものではない。基準額が同じことを理由に区分を統一することは相応しくないと考えられる。</p>
<p>b. 視力障害がない方の遮光眼鏡で掛け眼鏡の基準を設けて欲しい</p>	<p>遮光眼鏡が必要な方で、視力障害の認定基準に該当しないレベルの視力低下を矯正する屈折矯正機能部分は支給の対象にはならず、どうしても希望する場合は、自己負担となる。今後、遮光眼鏡で掛け眼鏡式の基本構造の必要性については要検討事項と思われる。</p>
<p>c. 単眼鏡は認められるが、ルーペは範囲外であるが日常生活では必要である。</p>	<p>ルーペは便利なもので弱視者が実際に使用している現状がある。ただし、補装具としては認められない。</p>
<p>【算定】P70「その他（眼鏡）」 →焦点調整式（17,900）</p>	
<p>d. 眼鏡の枠は原則セルロイド製となっているが基準額の範囲であれば軽量なチタンフレームでもいいのではないか。</p>	
<p>【算定】P69「その他（眼鏡）」 →矯正眼鏡 基本構造（枠－セルロイド製を原則とする。）</p>	<p>眼鏡枠がセルロイド製という基本構造は以前からある文言であり、チタンフレーム等現代の状況に合わせて要検討事項と思われる。</p>
<p>e. 基本構造で枠－セルロイド製となっているが、申請者がメタル枠を希望される事がある。</p>	
<p>9-d 参照</p>	
<p>f. プリズム加算の項目設定を希望</p>	
<p>【算定】P69「その他（眼鏡）」 →プリズム加算は現行ではない</p>	<p>プリズム加算の必要性については要検討事項と思われる。</p>
<p>g. 遮光眼鏡の基準額が低い</p>	<p>遮光眼鏡の基準額と実勢価格との乖離があるのか要検討事項と思われる。</p>
<p>【算定】P69「その他（眼鏡）」 →遮光眼鏡（21,500）</p>	
<p>h. 遮光眼鏡の支給基準額を上げてほしい。</p>	
<p>9-g 参照</p>	<p>必要性が認められ、基準額の範囲内で遠近両用レンズを作ることが可能であれば、特例補装具として扱うこととなる。</p>
<p>i. 基準額の中で、遠近両用レンズを作れるようにしたい</p> <p>【算定】P69「その他（眼鏡）備考」 →乱視を含む場合のみ 4,200 円増し</p>	

10. つえ

課題及び要望、提案等	整理対応案等
参考資料	
a. 白杖の普通型の規格が短すぎる。身長の高い人もいるのだから、もっと長いサイズも規格として作ってほしい。	白杖の長さについては基本構造で規定はしていない。製品の規格でも足りない高身長の方であれば特注となる。基準額で対応できない場合は特例補装具として扱い、適正な価格で対応する。
⇒【算定】P68「その他（盲人安全つえ）」 長さに関する規定はないのでは？	
b. ベル、フラッシュライト、木製ポリカーボネート樹脂被覆付は製品として無くなっている。	杖に関する古い文言の整理が必要と思われる。
【算定】P68「その他（盲人安全つえ）備考」	
c. 歩行補助杖の耐用年数が4年だが、日々使用するため、4年は長すぎると要望あり。	歩行補助つえの耐用年数については検討を要する事項と思われる。ただし、破損等で必要性があれば耐用年数内であっても再支給は可能である。
【算定】P78「その他（歩行補助つえ）」	
→耐用年数 松葉づえのみ2年 その他は4年	
d. 対応年数以下で壊れてしまうことが多く、対応年数を緩和して欲しい。	
→歩行補助つえは、松葉づえのみ2年、その他は4年	
→盲人用安全つえは、普通用（2年）軽金属のみ5年、携帯用（2年）軽金属のみ4年	

11. その他

課題及び要望、提案等 参考資料	整理対応案等
a. 各補装具において（特に下肢装具・車椅子・白杖・歩行補助杖）、修理基準に載っていない修理もあり、また、修理が実情に即していないとのこともあるため、見直しが必要ではないかと思われる。	修理基準にない修理項目について種目毎に調査、検討が必要と思われる。
【QA】Q4「修理基準が示されていない場合の基準額について」 →他の類似種目の修理部位等を参考とし、又はそれらの個々について原価計算による見積りもしくは市場価格に基づく適正な額を決定し、修理に要する費用として支給できるとしている。（平成22年3月31日「補装具費支給事務取扱指針の一部改正について」）	
b. 足漕ぎ車椅子のようにリハビリ目的と思われる装具の希望が増えている。	補装具は生活で長期間にわたり使用する物であり、一時的な使用や訓練目的のものは支給すべきではない。申請者に補装具の定義、目的を理解してもらうことが重要である。
c. 特例補装具は基準外交付のため修理は原則自費になってしまう。 【指針】「第2 具体的事項（2）特例補装具の支給について」 →ア「特例補装具費の支給の必要性及び当該補装具の購入又は修理に要する額等については、更生相談所又は指定自立支援医療機関若しくは保健所の判定又は意見に基づき市町村が決定するものとする。	特例補装具は、その構造によっては修理項目がないものも考えられる。真に必要性を認めて支給した理由がある以上、修理が必要な場合は、特例扱いで修理を認めるのが適当と思われる。
d. 補装具や日常生活用具として、国から例示されていない物を希望される方がいる。（パルスオキシメータ、人工呼吸器用発電機、天井走行型浴室用リフト等） 【指針】「第2 具体的事項（2）特例補装具の支給について」	補装具や日常生活用具として、国から例示されていない物の希望に対しては原則として自己負担で購入していただくざるを得ない。各自治体の裁量で判断することになる。
e. 排便補助用具等が、者になっても必要なため、支給してほしい。 【算定】P78「その他（排便補助具）」 →備考「障害児に限る」	者になっても排便補助用具が必要と認められる場合は、特例補装具として扱うこととなる。

V. 本調査のまとめ

1. 施策検討に向けた主な論点と課題の整理

調査結果を踏まえ、補装具費支給制度の施策検討に向けた主な論点と課題を以下の15項目に整理する。検討委員会における主な意見等も踏まえ、短期～中期的な目標と中期～長期的な目標を一定記載したが、課題によってはより詳細な追加調査を要することに留意が必要である。

<主な論点と課題>

- 【課題 1】 判定及び支給決定、適合判定、作製等に関する事項
- 【課題 2】 申請から給付、適合判定までの期間に関する事項
- 【課題 3】 障害児に関する判定及び支給決定に関する事項
- 【課題 4】 医療機関等との連携、情報共有（交流の場）に関する事項
- 【課題 5】 医師による意見書に関する事項
- 【課題 6】 新たに開発された技術・製品に関する事項
- 【課題 7】 事業者の選定に関する事項
- 【課題 8】 処方内容の追加及び修正等に関する事項
- 【課題 9】 使用状況の確認及び定期的なフォローアップに関する事項
- 【課題 10】 事業者の費用負担に関する事項
- 【課題 11】 現行制度に関する課題と要望に関する事項
- 【課題 12】 申請者からの要望に関する事項
- 【課題 13】 必要としている支援内容に関する事項
- 【課題 14】 事業者に係わる事項
- 【課題 15】 現行種目の個別に関する事項

【課題1】判定及び支給決定、適合判定、作製等に関する事項

(1) 市町村における補装具に関する知識不足

短期～中期的な目標

- ・ 更生相談所において講習会を定期的を開催する。
- ・ 更生相談所などと「補装具に関する相談ホットライン」を設け、更生相談所との関係を強化する。
- ・ テクノエイド協会から市町村や利用者向けに補装具に関する基礎的な情報を発信する。

中期～長期的な目標

- ・ 情報を共有するシステムを構築する。

(2) 更生相談所による判断の地域格差

短期～中期的な目標

- ・ 支給基準に関するマニュアル（Q&A）を作成し、考え方を平準化する。
- ・ 全国や地域ブロックなどで、ケースカンファレンス・シンポジウムなどを定期的を開催し、判定技術の向上を図る。
- ・ 判定の一部を地域の専門病院等へ委託する方策を検討する。
具体的には、基幹病院や施設に勤務しているリハ及び整形外科の専門医やリハビリテーション専門職のチーム（外形基準に則り）に判定依頼をする「契約」について検討する。
- ・ 更生相談所間のネットワークシステムを構想する。

中期～長期的な目標

- ・ 更生相談所間のネットワークシステムを構築・運用する。
- ・ 判定業務の一部委託を全国的に広めていく。合わせて更生相談所の監督・指導・教育を強化する。
- ・ 利用者へのアクセシビリティ及びサービスの向上を図り、来所等の困難を解消する。

検討委員会における主な意見

○ 市町村における補装具に関する専門知識について

- ローテーション人事のなかでは一定以上の専門知識は蓄積しない。更生相談所などが補装具に関する研修会を定期開催し、最低限の知識と補装具費を支給する際の考え方や姿勢を身に付けてもらう（誰が見ても不適切な申請以外は門前払いをせず、更生相談所などの意見を求めるようにするなど）。
- しかし、以上のことには限界もあるので、更生相談所などと補装具に関する「相談ホットライン」を設けるなど、更生相談所との関係を強化することが重要。特に児童の判定では、医師の意見書の内容が不十分だったり判断に迷うことが多いようなので、曖昧にせずに相談できる体制を整備することが急務である。

○ 更生相談所における専門職の不足、巡回相談の頻度が低い、地域格差

- 補装具費の支給基準に関するマニュアル（Q&A）（改版）を早急に作成する。
- 全国更生相談所間のネットワークを強化する。具体的な事例をとおして情報交流を図る。
- 各地の基幹病院や施設に勤務しているリハ及び整形外科の専門医やリハビリテーション専門職のチーム（外形基準に則り）に判定を依頼、契約することを検討し、具体化する。そのチームに判定を依頼することにより、利用者のアクセシビリティと判定の質的向

上、サービスの向上を図る。

- 身体障害者更生相談所は、公平、公正に補装具判定をするべきであるが、直接判定の頻度、判定力等に地域差がある。職員の資質向上は一筋縄ではいかないが、マニュアル作成や研修会等で改善を図る必要がある。
- 申請者、中間ユーザー、医師、義肢装具士、市町村、更生相談所それぞれの立場において制度解釈の乖離がある。情報が少ない中で判定を行っていることが摩擦の原因である。皆で共通理解が得られるようなマニュアル作成や研修会等で改善を図る必要がある。
- 更生相談所において市町村職員対象の研修をしているにも関わらず、技術や知識の不足感が市町村にある。研修内容のレベルアップ、または更生相談所自体のレベルアップが必要。
- 運用に関わる職員の人材育成については現時点から改善することを目標とし、現行制度の運用レベルを全国レベルで標準化する仕組みを作っていく検討を行う。
- テクノエイド協会などから、市町村向けの分かり易い情報を発信する。情報網を整備する。
- どの補装具についても、公平中立な立場での判定・適合・助言を行える機関や職員が必要。責任を持たせるための任用資格などの導入も検討が必要。
- 現行の制度と運用システムでは、適切な補装具を支給できているとは言えず、制度及び運用システムの抜本的な見直しが必要と考える。
- 補装具に関する知識を有する医療機関との接点を持たない在宅ケースも増加してきているので、地域ごと（二次医療圏くらい）の補装具拠点機関があればと考える。ただ、生活の視点を持たない機関では困るので、他分野を介入しての検討が必要。
- 専門的な知見について、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、毎年2回、義肢装具適合判定医研修セミナーを開催している。様々な補装具の要否・適合判定について、文書判定を含み、適合判定修了医師にまかせてみてはどうか。実際の現場での問題点が出た場合は、それらを集約しセミナー内容に反映していけばよいと思う。
- 2011年に開催した補装具判定シンポジウムは効果的であった。同様の研修・シンポジウムを今後も開催したい。
- 研修の開催にあたっては、全国身体障害者更生相談所長協議会及び国立障害者リハビリテーションセンター、テクノエイド協会との連携を行うことが有用と思われる。
- ユーザーへの啓蒙活動を行う。
- 事務の簡素化を図る。

【課題2】申請から給付、適合判定までの期間に関する事項

短期～中期的な目標

- ・ 組織や体制等の理由からどの程度の遅延が発生しているか調査する。
- ・ 標準的な期間を提示する。
- ・ 補装具のチェック機能強化として、完成した補装具の装着写真の添付を義務化する。
- ・ 一部の補装具についてレンタル制の導入を検討する。

中期～長期的な目標

- ・ 必要に応じて一部の補装具のレンタルを可能とする。
- ・ 組織や体制等を整備し、適切かつ迅速な期間をもって支給決定できることとする。

検討委員会における主な意見

- 申請者に適切な補装具が支給されるために時間がかかるのであれば問題ないが、組織の体制等の理由で遅延しているのであればシステムの改善を図らねばならない。
- デモ機貸出による試用期間も算入されていると考えられる。補装具レンタル制であれば一定の改善が見込まれる。
- 様々な要因があるだろうが、判定依頼から判定実施、判定実施から支給決定までの期間は可能な限り短縮することは必要。また、標準的期間のような提示も必要なのかもしれない。
- 簡素化・効率化を図るために、補装具のチェック機能として、完成した補装具ならびに装着写真の添付を義務付ける。実際に行っている更生相談所がある。

【課題3】障害児に関する判定及び支給決定に関する事項

短期～中期的な目標

- ・ 更生相談所において障害児の補装具判定に対応できる体制を検討する。
- ・ 更生相談所における市町村に対する相談・指導を強化する。
- ・ 判定困難なケースなどは、更生相談所へ相談、助言を求めるよう徹底する。

中期～長期的な目標

- ・ 少なくとも特例補装具については、更生相談所へ判定依頼することとする。
- ・ 指定医療機関には毎年研修を義務付けることとする。

検討委員会における主な意見

- 児童の判定に関する相談
 - 更生相談所における市町村に対する相談・指導を強化する。たとえば、児童の補装具費支給に関する研修会や会議を開催、積極的に情報を提供するとともに相談に乗るよう指導する。
 - 判定困難ケースに対しては更生相談所の責任で積極的に介入するよう指導する。
- 児童の特例補装具は必ず更生相談所への助言依頼か判定依頼をする必要があることを取扱指針に明記すべきである。
- 基準内補装具は従来どおり市町村判断で扱う。
- 児童補装具の判定に対応できるように更生相談所も体制の準備をすべきである。そうすることで、18歳移行時の判定も信頼が得られるようになる。
- 育成医療機関医師の制度についての理解と知識が必要（学会認定単位で取り上げてもらうことも考慮が必要か）。
- 将来的には現行制度の見直しが必要。児童についても専門の判定機関を設置した方がよいと考えられる。
- 現在の指定医療機関職員（医師、コ・メディカル等）への現行制度の研修を毎年義務づけるなどの仕組みづくりが必要。
- チェック機能を必要とする。
- 義肢装具適合判定医を活用する。

【課題4】医療機関等との連携、情報共有（交流の場）に関する事項

（1）医療機関等との連携、情報共有

短期～中期的な目標

- ・ 更生相談所から判定医師やリハ専門職、事業者に対して定期的な会議の開催、判定に関する情報交流を図る
- ・ 情報共有するためのシステムの在り方を検討する。

中期～長期的な目標

- ・ テクノエイド協会において、市町村職員・更生相談所向けの情報提供システムを整備する。（具体的には、時間的経過による情報の更新と分野別情報の整理など）

検討委員会における主な意見

- 更生相談所における情報交流
 - 市町村担当者との定期会議や研修会を拡充強化するように指導する。
 - 判定医師やリハ専門職、事業者に対しても定期的な会議を開催し、判定に関する情報交流を図る（制度、技術、価格の決め方など）。
 - テクノエイド協会などから、更生相談所向けの情報提供システム（時間的経過による情報の更新と分野別情報の整理）を整備する。
（市町村向け&更生相談所向け&補装具業者向け e t c.）
- 市町村職員や更生相談所職員（事務職）が補装具の知識を身に着けるには限界があり、異動もある。知識不足よりも情報不足が判定困難の根源であり、情報の共有化が図れるシステムを検討したい。
- 医療機関従事者への補装具制度に関する研修が十分に行われているとは考えにくく、定期的に行う必要があると考えられる。場合によっては、認定制の導入なども検討する必要がある。
- 更生相談所の主催で、毎年、市町村と契約事業者との間で懇談会を開催する。情報共有セミナーは大切である。

【課題5】 医師による意見書に関する事項

(1) 医師の意見書のばらつき

短期～中期的な目標

- ・ 制度の理解、補装具費支給意見書の書き方に関して医師への研修を徹底する。
- ・ 医師向けの補装具費支給マニュアルやQ & Aを作成する。

中期～長期的な目標

- ・ 指定医の資格要件、研修の在り方を検討する。

(2) 意見書を作成する医師の確保

中期～長期的な目標

- ・ 地域において、指針の要件を満たす医師が不足しないよう施策を講じる。

検討委員会における主な意見

- 制度の理解、補装具費支給意見書の書き方に関して医師への研修を徹底すべきである。ただし、参加型の研修会は開催も困難であることが予想され、医師向けの補装具費支給マニュアルを作成する方が効果的と思われる。
- 意見書記載医師の補装具や補装具費支給制度に関する知識・理解が不足している（学会認定単位で取り上げてもらうことも考慮必要か）。
- 意見書を書ける医師（指定医）の資質にバラつきがあるようなので、資格要件を厳しくするか、登録するのであれば、補装具費支給制度の研修を毎年必修にするくらいの仕組みづくりが必要。
- 指針上の要件を満たす医師が近隣に居ない。

【課題6】新たに開発された技術・製品に関する事項

(1) 完成用部品の取扱・情報不足

短期～中期的な目標

- ・ 使用目的、対象、機能、画像等を含めた完成用部品の情報発信、現場で役立つハンドブック的なものを作成する。
- ・ 完成用部品の適応基準について調査検討する。

中期～長期的な目標

- ・ 特例補装具Q & Aなどを基にして具体的な基準を作成する。
- ・ 完成用部品データベースシステムの機能の拡充を図る。

(2) 新たに開発された技術・製品の導入

中期～長期的な目標

- ・ 技術革新や製品開発努力等によって、新たに開発されたものを導入するための具体的な方法について検討する。

検討委員会における主な意見

- 特例補装具や完成用部品の取り扱い
 - 真に必要なものは積極的に検討対象にするよう指導する。
 - 特例補装具の基準内取り入れの枠組みにおいて、特例補装具のQ & Aなどを基により具体的な基準を作成する。
 - 完成用部品の適応基準について調査検討する必要がある。
- 完成用部品や制度に関する情報交流
 - 更生相談所や市町村の主催で、「補装具費の支給に関するマニュアル（今後、早急に編纂予定）などを基に研修会を開催する。市町村や更生相談所との間で合議し、合意を図る（できれば児童の判定を実施している療育機関の担当者も加えて）。問題点などの意見を収集し、厚生労働省やテクノエイド協会へ伝達する。
- 使用目的、対象、機能、画像等を含めた完成用部品の情報発信、現場で役立つハンドブック的なものが必要である。（完成用部品データベースシステムの周知活動もさらに必要）
- 通知やテクノエイド協会HPの完成用部品データベースシステムのリストが余り見やすすくない。その完成用部品に特徴的な機能やその適用に関する情報が得られない。同等機能をもった完成用部品を一斉検索できない。
- 新しい技術や製品の導入方法について具体的な方法論を検討すべき。導入の方法が検討されていれば、新しい技術が入ってきた時にスムーズな議論が可能になるのではないか。

【課題7】事業者の選定に関する事項

(1) 事業者選定のための支援

短期～中期的な目標

- ・ テクノエイド協会の補装具製作（販売）事業者情報を拡充して、事業者に関する情報の共有化を推進するとともに、機械設備や人的設備（有資格者）など設置基準を明確化し事業者選定時の参考に役立つものとする。
- ・ 実績や技術力の違いが確認できる仕組みを検討する。

検討委員会における主な意見

- 事業者の情報提供も大切であるが、事業者の言いなりにならない判定側の力量をもつことが重要である。
- 事業者の情報や評価が申請者にわからない。適合判定時、利用者にアンケートを書いてもらい、事業者の得意分野や評価についての集計を公的機関HPにアップしたり、窓口で申請者に情報提供するのはどうか。
- 現状では、事業者を自由に自己選択できていない。また、選択するための情報もない。
- テクノエイド協会の補装具製作（販売）事業者情報への登録を基準化する。機械設備・人的設備（有資格者確認）など設置基準を明確化する。

【課題8】処方内容の追加及び修正等に関する事項

(1) 処方内容の追加・修正時の対応のばらつき

短期～中期的な目標

- ・ 仮合わせ後の処方の追加・修正を踏まえて、最終的な支給決定が行えるよう徹底する。
- ・ 見積もり・支給券・判定など、修正の手間がかかるため、簡易に修正できるシステムを構想する。

中期～長期的な目標

- ・ レンタル制度の導入も視野に入れ、判定前に補装具の試用が出来るような仕組みを検討する。

検討委員会における主な意見

- 仮合わせ後に処方の追加・修正を行うことを踏まえ、最終的な支給決定を行うことで対応可能であり問題とならない。
- 判定実施時の補装具の選択・決定について、その前での検討が不十分ではないかと考える。試せる補装具があれば違うのでは。
- 追加・修正があった場合は、見積書の差し替え、判定のやり直し、支給券の差替えをしている。手間がかかるため、システムとして見積もりを簡易に修正できる仕組みが欲しい。

【課題9】使用状況の確認及び定期的なフォローアップに関する事項

(1) フォローアップの定義と実施

短期～中期的な目標

- ・ フォローアップの内容（手法・時期等）や範囲、定義を明確化し、指針に書き込む。
- ・ 市町村、更生相談所及び事業者それぞれの役割を明確化したフォローアップを検討する。
- ・ 指針に示される9ヶ月の製作保証の取扱範囲について検討する。

中期～長期的な目標

- ・ 少なくとも特例補装具のフォローアップは義務化する。

検討委員会における主な意見

- フォローアップは、本来市町村の役割である。対象品目を限定し、支給後の使用状況などを自動的に調査するようにはどうか（義肢、装具、車椅子、座位保持装置、歩行器など）。更生相談所と協力して行ってもよいのではないか。
- マンパワー的にフォローアップの実施が困難であることが伺える。特例補装具だけでもフォローアップを義務化することで、申請者、事業者にも特別に支給されたという意識づけになると思われる。
- 補装具の使用状況等についてサービス利用計画に組み込んで、モニタリングするプロセスを入れるのはどうか。
- 現行制度のように専門的知識を持たない機関（市区町村）にフォローアップをさせることは困難。
- 新たな適合機関が必要である。
- 定期点検制度の標準化が必要である。
- 補装具の定期点検制度について、事務取扱指針において検討項目に入れるべきである。

【課題10】事業者の費用負担に関する事項

(1) 処方内容と見積もりの整合性（市町村）

短期～中期的な目標

- ・市町村は、最終的に、処方が出ているものに関しては、事業者指導の観点からも、その内容と見積書との整合性は確認すべきである。更生相談所との連携又は更生相談所に依頼することも視野に入れて具体化を図る。

(2) 処方内容と見積もりの整合性（更生相談所）

短期～中期的な目標

- ・技術的な問題を理解していなければ整合性を図ることは困難である。市町村との連携に基づいて整合性を図る責任は更生相談所にある。積極的に協力すべきである。
- ・とりわけ、生活上のニーズを十分に取り入れる必要がある座位保持装置や意思伝達装置などでは、仮処方、仮合わせ（レンタル制度の導入を検討）、完成チェック時に仮処方を修正、処方内容を確定、見積書との整合性を図る。

(3) 仮合わせ時の追加材料費

短期～中期的な目標

- ・意思伝達装置や座位保持装置等の一部の種目については、レンタル制度の導入を検討する。

中期～長期的な目標

但し、意思伝達装置以外の種目の価格設定は、中長期的な視点をもって慎重に検討する。

(4) 見積もり金額の修正・変更

短期～中期的な目標

- ・文書判定を多用しているところでは、現場で言われた追加・修正が更生相談所まで届かず、事業者がサービスで行っていると推察される。申請前の検討、医師の意見書のレベルアップを図ることにより解決する問題であると思慮される。

検討委員会における主な意見

- 市町村における判定書の処方内容と見積もりとの整合性
 - 市町村は、最終的に、処方が出ているものに関しては、事業者指導の観点からも、その内容と見積書との整合性は確認すべきである。更生相談所との連携又は更生相談所に依頼することも視野に入れて具体化を図るべきである。
- 更生相談所における判定書の処方内容と見積もりとの整合性
 - 技術的な問題を理解していなければ整合性を図ることは困難。市町村との連携に基づいて整合性を図る責任は更生相談所にある。積極的に協力すべきである。
 - とりわけ、生活上のニーズを十分に取り入れる必要がある座位保持装置や意思伝達装置などでは、仮処方、仮合わせ（レンタル制度の導入を検討）、完成チェック時に仮処方を修正、処方内容を確定、見積書との整合性を図る。
- 仮合わせ時の追加材料費
 - レンタル又は期間限定のレンタル制度の導入を図る。
 - 利益追求の前に、真に必要な補装具として、より適切で適合したものを支給できる技術

及び体制整備に努める。

- 市町村の支給決定と実際の支払いは時期が分離しているので、修正・追加があった場合は判定書を差し替えることで事業者の負担は全く生じていない。ただし、文書判定を多用しているところでは、現場で言われた追加・修正が更生相談所まで届かずに業者がサービスで行っていると推察する。申請前の検討、医師意見書のレベルアップを図れば解決する問題であると思われる。
- フォローアップに関する費用は必要と思うが、フォローアップの定義、内容の吟味を慎重に検討しなければならない。
- 簡易な修理の場合、修理価格の設定が各事業者によってバラつきがある。修理頻度の多いような項目については、公示価格を設定しても良いのではないか。
- 補装具の定期点検制度について、事務取扱指針において検討項目に入れるべきである。定期点検のコストの中に、現状の様々な問題を組み込んで、全体コスト削減になるかどうか検討すべきである。

【課題 1 1】 現行制度に関する課題と要望に関する事項

検討委員会における主な意見

- 基準表の大幅な見直しが急務である。
- 研究事業などでマニュアルを作成する必要がある。
- 全国の更生相談所が統一された判定基準に基づいて行われているとは考えにくく、判定の標準化が求められる。そのためには、運用システムの見直しや研修の義務付けなどが必要。
- 補装具レンタル制を導入すれば柔軟な提供が一定見込まれるか。
- 児童補装具は目的だけでなく、判定の在り方も含め取扱指針の見直しが必要である。
- 必要がない場合、差額を払うことで欲しいものを支給することは間違いである。
- 社会情勢に合わせた制度の定期的な見直しができるような仕組みづくりが必要。
- 国から実施機関へ制度の内容がきちんと伝達されるような仕組みも検討すべき。ある程度の義務化が必須。指針も通知レベルでは、実施機関からすれば効力がない。

【課題 1 2】申請者からの要望に関する事項

検討委員会における主な意見

〔種目、名称、型式又は修理、耐用年数に関すること〕

- 基準額の再考を要する種目、型式の整理が必要である。
- 申請者は自ら「必要」と「欲しい」のすみ分けを考えるプロセスがない。
- 補装具が高機能になればなるほどこのギャップが広がる。
- 申請者や支援者は「必要」と「欲しい」のすみ分けを一定強いられている（自らの判断で機能やパーツを柔軟に組み合わせることができない）。

〔基準に関すること〕

- 児童の手帳非該当レベルの補聴器は助成事業で対応。
- 個別に判断して、必要な方には両耳装用を認めているので現行で対応可能である。
- 製作者の制度理解が不十分なことが伺える内容である。故に、申請者、医師、更生相談所も含めて共通理解が得られるマニュアルが必要である。
- 更生相談所が認めれば問題ないのではないかと、相談所のあり方を考慮すれば解決できるはずである。出来る限り、特例補装具も見直し、基準に組み込んでいく。しかし、特例は必要不可欠であるので、特例として残しておくべきである。
- 市場価格といった意味が理解しがたい。補装具はオーダーメイドであり、特別なものなので、市場価格といった概念はない。G7 など、欧米諸国と比較して、日本の補装具価格は安価である。そのため、義肢価格が安いといった意見が出ているのではないかと。

〔申請、判定依頼、仮合わせ、適合判定に関すること〕

- 補装具は時間を短縮して支給した方がよいもの（下肢装具、装飾用義手など）と時間をじっくりかけた方がよいもの（オーダーメイド車椅子、座位保持装置）があり、臨機応変に種目ごとに対応を変える必要がある。しかし、年間計画で期日が限られてしまう巡回相談などは一律に扱わざるを得ないのが現状である。
- 判定力の向上なくしてフォローはあり得ない。これらの現場の生の声からも更生相談所の地域差が感じられる。
- 事務の簡素化・効率化について、治療用装具と更生用装具と区別を明確化し、事務手続きを簡素化し、文書判定・写真添付を義務付ければ問題が解決できるのではないかと。

【課題13】必要としている支援内容に関する事項

検討委員会における主な意見

〔厚生労働省に対して〕

- 基準表の見直しは急務と思われる。これまで以上に図譜を多く入れ、検索機能のある電子データで配布できれば理想。
- 補装具費支給制度に関与する全ての機関において、制度に関する情報の収集や共有などに多くの課題があるように見受けられる。それぞれの立場を理解しつつも、相互に情報共有していく場の確保が必要。(中長期的課題)
- マニュアル作成は必要だと思う。

〔更生相談所に対して〕

- セミナー開催は必要だと思う。
- 情報共有するための講習は、毎年1回は開催すべきである。
- 更生相談所業務の補装具費をチェックするために、義肢装具士を採用すればよい。彼らは算定の仕方も学んでいる。

〔テクノエイド協会に対して〕

- 現在のテクノエイド協会の完成用部品データベースシステムをもっと有効活用すべきである。

〔国立障害者リハビリテーションセンターに対して〕

- 義肢装具適合判定医研修会の充実を図るべきである。
- ブロック別で開催できるくらいに拡大を図る。

【課題14】 事業者に係わる事項

検討委員会における主な意見

- 補装具費の支給に関する利用者への説明（短期）
 - 市町村や更生相談所の監修で説明用の分かり易いリーフレットなどを作成する。それを基に利用者への解説を徹底する。
- 補装具の価格設定ルールの作成について
 - 人件費の調査を含め、価格設定のルール作りが必要（価格構成要素の決定→配分率などの検討）である（調査は短期、実施は中長期？）。
- 遠隔地に住む利用者への支給・修理代金について（調査は短期、具体化は中長期）
 - それに要する時間と交通費などの経費負担に関する調査研究が必要である。
 - とりわけ、市町村や更生相談所からの依頼（処方、仮合わせ、完成 e t c.）で訪問した場合（補装具費支給に関する判定チームの一員としての立場）と、利用者の要請により修理などで訪問した場合（フォローアップの要素と営業努力の要素が混在する）とに分けて検討する必要があるのではないか。

【課題 15】 現行種目の個別に関する事項

検討委員会における主な意見

〔義肢〕

- 製品名毎に完成用部品価格を明示するのも問題か。たとえば、膝継手なら「立脚期流体制御、遊脚期流体制御・マイコン制御」といった機能ごとに基準となる価格を示すのはどうか。

〔装具〕

- 短下肢装具においては、障害像と使用場所、使用頻度の不適合が多く見受けられる。治療用装具と更生用装具との違いが見極められない専門職員も多い。そのことによる破損も多いので、適切な処方能力をもった職員の人材育成が必要になってくる。
- 要望に記載されている簡易な修理項目は日常的に見られるが、公示価格がないため請求しづらい部分も多い。また、在宅を訪問する現場では、移動に時間を要するため非効率である。時代に応じた新たな修理項目の新設検討も必要。
- 進行性疾患の方が、上肢装具（PSB、B.F.O）を希望される場合に、レンタル制度を今後検討する必要あり。
- カーボン装具、サンドイッチ構造など、追加していくべき項目はたくさんある。これらについて、補装具検討委員会を開催し、事務取扱指針で取り入れていくべきである。聞き入れるべき問題とそうでないものと区別する必要がある。

〔座位保持装置〕

- 「真に必要なもの」の定義は、多種多様な価値観の下では抽象的すぎるかもしれない。
- 車載用座位保持装置については、道路交通法上のチャイルドシートとの棲み分けをしっかりとさせておく必要がある。（短期的課題）
- 一定年齢時期だけ使用するようなものは、レンタル制度を導入してもよいような仕組みも検討していく。（長期的課題）

〔車椅子〕

- 車椅子と座位保持装置との境界線が不透明になってきており、ある程度熟知した職員でないと、それぞれの補装具を見極めることが難しくなっている。
- 介護保険制度との違い（選別化）が明確でないため、実施機関によっては取り扱いが様々である。
- 車椅子の構造及び機能、使用方法についての価値観が、使用者（本人、介護スタッフ）と製造者では乖離している部分があるため、その間を埋めるための中間ユーザー的な職員が必要である。

〔補聴器〕

- 高齢化に伴い、年々補聴器の支給数は増加しているが、肢体不自由者と比し、障害像に応じた適正な補聴器の適合評価がなされているとは考えにくい。補聴器の適合評価を専門とする職種を養成することも必要である。

- 適切な普及を推進するためには、テクノエイド協会の認定補聴器技能者に関する人材情報を充実させ、地域の関係者が積極的に活用する必要がある。

〔眼鏡〕

- 眼鏡も調整の仕方で見やすさが左右されてしまうため、その適合・調整には専門能力のある職種が責任をもつ必要がある。
- 高齢化に伴う中途失明者の増加も見込まれるため、ロービジョンクリニックなどの普及も必要である。

〔意思伝達装置〕

- 意思伝達装置について、早期支給、病状進行に対応した機器の変更が求められ、レンタル制度の適用を考える必要がある。

2. まとめ

本事業では、市町村及び更生相談所、事業者に対するアンケート調査とヒアリング調査において、明らかになった課題とその論点整理を中心に行った。

一方、アンケート調査等から、現行の基準や種目等に関する具体的な課題が、幾つか挙げられたところであるが、この部分については、今回、検討委員にご協力いただき、整理対応案として記載するに留めたところである。今後、作業部会等をつけて、現行基準の古い文言や現状に即していない基準などの整理を進めていく必要があると思われる。

調査結果に基づく論点整理にあたっては、補装具費支給にあたって重要な役割を果たす、更生相談所に係わる事項が多く挙げられたところであるが、検討委員会において、更生相談所の今後の役割として、利用者のニーズが多様化し、機器が複雑化していく現状において、これまでの業務判定に加え、補装具を有効に活用するための技術的、支援集団としての役割も求められるとの議論もなされた。

しかしその一方で、本調査では、市町村及び更生相談所ともに、地域の核となる人材が数年で異動している現状、ノウハウの定着や蓄積が難しいことが確認されたところであり、こうした状況を改善していくためには、全国身体障害者更生相談所長協議会をはじめ、国立障害者リハビリテーションセンター、公益財団法人テクノエイド協会等が連携して、現行の制度及び更生相談所を強固にサポートしていく必要があると思われる。

さらに、今後の補装具判定のあり方としては、適切な指導・管理のもとで、地域のリハビリテーションセンターや専門病院等への判定業務の一部委託、さらに現行の補装具費の価格設定のルールについては、価格の構成要素とその配分率を検討すること。

また、支給方法の在り方としては、一部の補装具に対するレンタル制度の導入等を含めて、その重要性が認識されたところである。

本事業において整理した課題と短期から中長期的な目標、さらには検討委員会による検討結果、アンケート結果に基づく個別の意見等を適切に踏まえて、今後、補装具費支給制度の施策検討がなされることに期待するものである。

第 2 部 資料編

1. 市町村向け

市区町村向け

補装具費支給制度の施策検討に向けた 実態把握に関する調査研究 アンケート調査

○調査目的

本アンケート調査は、公益財団法人テクノエイド協会において、平成24年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業から研究補助を受けて実施するものです。

身体障害者（「障害児」を含む。）に対する補装具費の支給については、医師の意見書や身体障害者更生相談所等の専門機関の意見等を参考に、市区町村において、その支給決定がなされているところですが、本アンケート調査は、新しい補装具の開発や利用者ニーズが多様化する中、現行制度の実態を把握し、課題や要望の論点整理を行うとともに、今後の補装具費支給制度の在り方検討に役立てることを目的としています。

補装具費の支給等につきましては、障害者等のニーズに即した、適切かつ効率的な支給方法等の検討が求められており、本調査で回答いただく内容は、極めて貴重な意見となります。本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

○調査対象

市区町村の障害者福祉主管課 補装具費の支給決定事務担当者
※回答は、担当者単独の意見ではなく、組織全体の意見を踏まえたものとしてください。

○記載方法

- ①本調査票は、テクノエイド協会のホームページからダウンロードして入力してください。
<http://www.techno-aids.or.jp/>
但し、本調査票に直接書いていただくことも可能です。
- ②記載方法は、別添「記載例」を参照してください。

○提出方法

テクノエイド協会あてに電子メール又は、同封の返信用封筒にて提出ください。
kikaku2@techno-aids.or.jp

○提出期限

平成24年10月12日（金）17時必着

○本調査に関する問い合わせ先

公益財団法人テクノエイド協会 企画部 谷田良平・梶原成晃・五島清国
電話番号 03-3266-6883

公益財団法人テクノエイド協会

本アンケート調査の結果は、本研究の目的並び厚生労働省による補装具費支給の在り方検討のみに使用することとし、記載された内容の秘密の保護には厳重に注意いたします。

●ご担当者名記入欄

調査票をダウンロードした場合のみ
↓ダイレクトメール右下の「番号」を記入

市区町村名		回答番号	
部署名		担当者名	
住所		電話	

1 市区町村の概要

Q 1 貴市区町村の概要をご記入ください。

市区町村コード	
都道府県名	
市区町村名	
人口（平成24年4月1日時点）	人
身体障害者手帳の交付件数 （平成24年度4月1日時点の手帳所持者数）	件

2 補装具費支給決定の状況

Q 2 障害者の補装具費の支給決定の件数をご記入ください。

※昨年度の支給実績の平均（1/12）又は、昨年度のうち、平均的な1ヵ月分の件数についてお答えください。

※支給決定数には、新規交付だけでなく再交付や修理交付も含めてください。

※「市区町村だけで判断」とは、更生相談所の判定を経ずに、医師意見書、業者見積もり等をもとに市町村が補装具費の支給決定を行うことを言います。

※座位保持装置に車椅子フレームをつけたものは、座位保持装置としてカウントしてください。

※「0件」の場合は、記入不要です。

<障害者の支給決定件数>	更生相談所に判定依頼 (a)	市区町村だけで判断			総計 (a) + (b)
		意見書に基づき交付	意見書省略で交付	市区町村計 (b)	
義肢	件	件	件	件	件
装具	件	件	件	件	件
座位保持装置	件	件	件	件	件
盲人安全つえ	件	件	件	件	件
義眼	件	件	件	件	件
眼鏡	件	件	件	件	件
補聴器	件	件	件	件	件
オーダーメイド車椅子	件	件	件	件	件
レディメイド車椅子	件	件	件	件	件
電動車椅子	件	件	件	件	件
歩行器	件	件	件	件	件
歩行補助つえ	件	件	件	件	件
重度障害者用意思伝達装置	件	件	件	件	件
合計	件	件	件	件	件

↓ 次のページに続きます。

2 補装具費支給決定の状況

Q 3 障害児の補装具費の支給決定の件数をご記入ください。

※昨年度の支給実績の平均（1/12）又は、昨年度のうち、平均的な1ヵ月分の件数についてお答えください。

※支給決定数には、新規交付だけでなく再交付や修理交付も含めてください。

※座位保持装置に車椅子フレームをつけたものは、座位保持装置としてカウントしてください。

※「0件」の場合は、記入不要です。

＜障害児の支給決定件数＞	更生相談所に助言依頼 (a)	市区町村だけで判断			総計 (a) + (b)
		意見書に基づき交付	意見書省略で交付	市区町村計(b)	
義肢	件	件	件	件	件
装具	件	件	件	件	件
座位保持装置	件	件	件	件	件
盲人安全つえ	件	件	件	件	件
義眼	件	件	件	件	件
眼鏡	件	件	件	件	件
補聴器	件	件	件	件	件
オーダーメイド車椅子	件	件	件	件	件
レディメイド車椅子	件	件	件	件	件
電動車椅子	件	件	件	件	件
座位保持いす	件	件	件	件	件
起立保持具	件	件	件	件	件
歩行器	件	件	件	件	件
頭部保持具	件	件	件	件	件
排便補助具	件	件	件	件	件
歩行補助つえ	件	件	件	件	件
重度障害者用意思伝達装置	件	件	件	件	件
合計	件	件	件	件	件

Q 4 補装具費の支給決定に携わっている職種・人数をご記入ください。

※補装具の交付決定に携わっている職員の人数を記入します。（事務職を含む。）

※支給決定とは、補装具の相談開始から補装具費の支給事務手続き完了までを言います。

※職種が重複する場合には、業務の優先度が高い方でカウントしてください。

※兼務とは、ほかに本務地がある職員が、交付時に関わる場合を言います。

※嘱託とは、ほかに勤務地がある方に、交付時に依頼して関わってもらう場合を言います。

※「0件」の場合は、記入不要です。

職種	常勤	非常勤・兼務	嘱託
一般事務職	人	人	人
身体障害者福祉司	人	人	人
理学療法士	人	人	人
作業療法士	人	人	人
言語聴覚士	人	人	人
その他	人	人	人

↓次のページに続きます。